

介護保険計画課関係



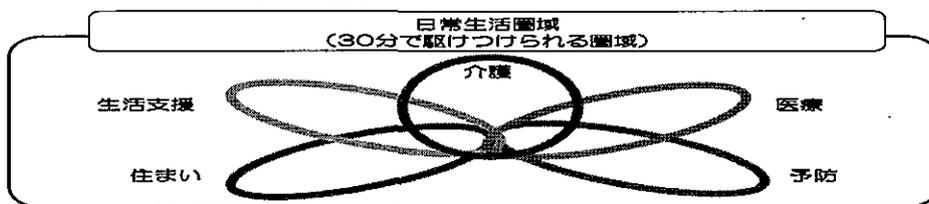
1. 地域包括ケアを念頭においた第5期介護保険事業（支援）計画の策定について

1. 第5期介護保険事業（支援）計画の基本的な考え方（地域包括ケアの推進について）

(1) 計画策定の際の地域ニーズの的確な把握について（よりの確に地域の課題等を把握できる日常生活圏域ニーズ調査の積極的な実施）

第5期介護保険事業（支援）計画（以下「第5期計画」という。）の作成に当たっては、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、取り組むことが重要である。

地域包括ケアシステムについて



【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的(利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供)、継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われることが必須。

①医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施

②介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

③予防の推進

- ・できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

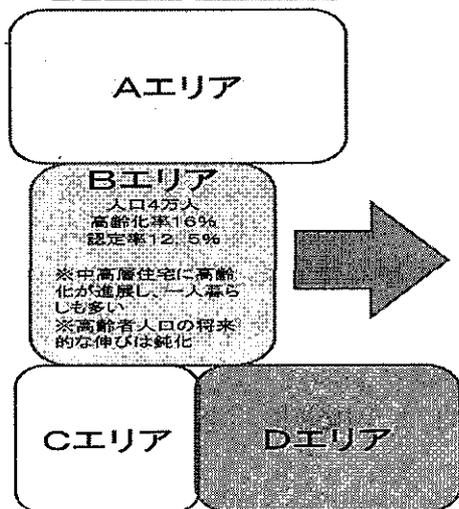
- ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス)サービスを推進

⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備(国交省と連携)

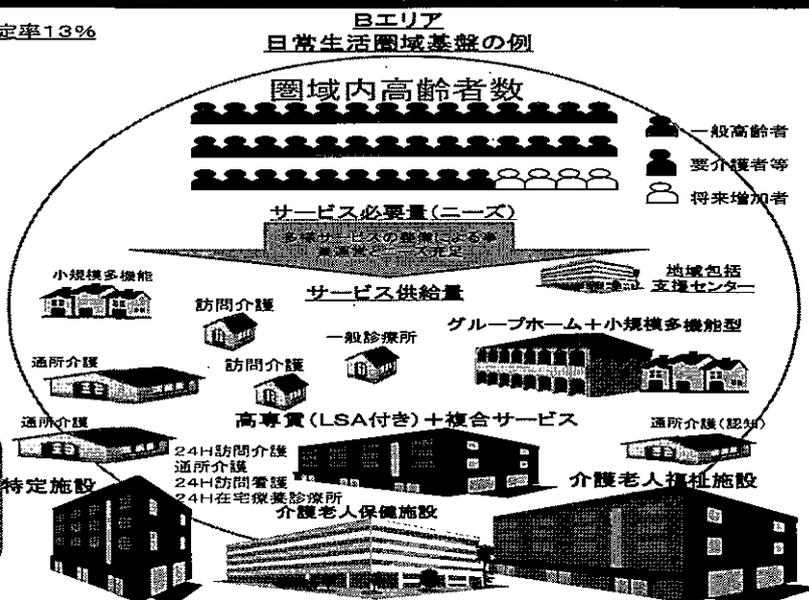
- ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高専養を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ

日常生活圏域サービス基盤のイメージ（都市部の例）

・〇〇市 人口20万 高齢化率15% 認定率13%
・面積(小型) 人口密度(高)



【出典】 地域包括ケア研究会、会議資料



この「地域包括ケア」推進の前提として、地域やその地域に居住する高齢者ごとの課題の的確な把握、具体的には、

- ①どこに、
- ②どのような支援を必要としている高齢者が、
- ③どの程度生活しておられるのか、

等をよりの確に把握し、より地域の実情に応じた各サービスの過不足の無い目標整備量の設定等、介護拠点の計画的整備に繋げ、地域で必要な介護サービス等が確実に提供される体制の整備を進めることが重要である。

このようなことから、第5期計画を策定するに当たり、介護サービス等提供量見込みの算出に伴う地域や高齢者の課題等をよりの確に把握するための手法（以下「日常生活圏域ニーズ調査」という。）について本年度57の保険者でモデル事業を実施し、このモデル事業の実施結果等を踏まえ、先般日常生活圏域ニーズ調査の成案をお示したところである。

日常生活圏域ニーズ調査は、モデル事業を実施した自治体からも、軽度認知症、虚弱、閉じこもり等の傾向の見られる高齢者が、どこに、どの程度生活しておられるのかが把握でき、地域ごとの高齢者の課題が鮮明になり、各課題に即した的確な対応手法を計画ベースで検討できるようになったといった評価をいただいていることから、高齢者のニーズをよりの確に把握する有効な手法として考えている。

第5期計画の策定に当たって、日常生活圏域ニーズ調査を積極的に実施していただき、地域の課題、ニーズをよりの確に把握し、不足している施策やサービス等を分析して必要な介護サービスの基盤整備を構築する等、精度の高い第5期計画（必要なサービス量等）の策定に繋げていただきたい。また、日常生活圏域ニーズ調査結果については、個々の高齢者の状態にあった個別ケアの推進にも活用いただきたい。

なお、日常生活圏域ニーズ調査やそれを踏まえた基本的な地域の課題の把握は、既にお示ししている調査の実施方法等に基づき実施・把握することができるが、日常生活圏域ニーズ調査で明らかになった課題の分析・評価手法の例を本年4月中を目途に、介護保険事業計画策定のためのテキストの中で情報提供を行う予定（別添参考資料1）。

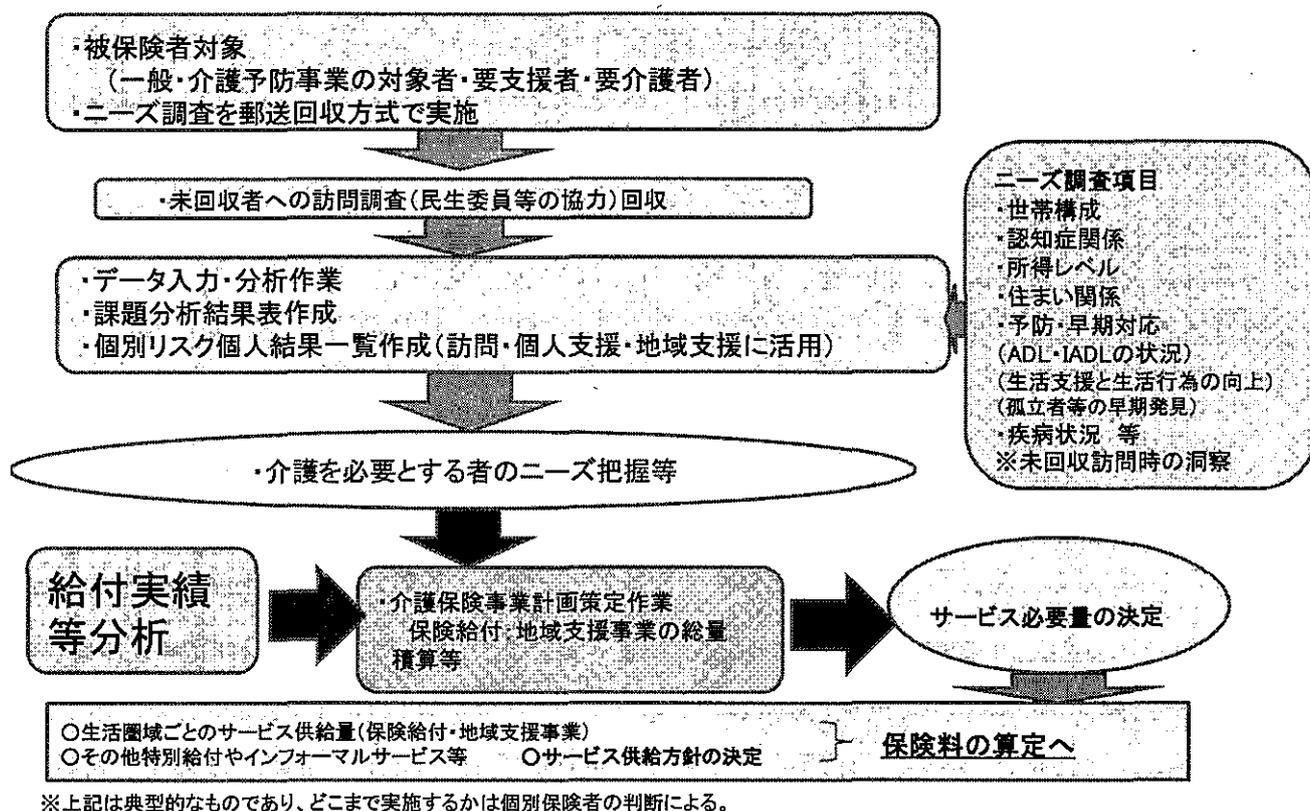
【参考：地域支え合い体制づくり事業の活用について】

※「振興課関係5. 地域支え合い体制づくり事業（平成22年度補正予算）について」を参照

先般情報提供したとおり、平成22年度補正予算における「地域支え合い体制づくり事業」（予算額200億円（介護基盤緊急整備等臨時特例基金を積み増し））の要綱（別記2の2（1）イ②）に規定された「地域における要援護高齢者、障害者及びその家族に関する基礎的事項、サービス利用状況及び課題等を把握及び当該情報を記載した台帳（要援護者マップ）の整備」の事業実施の前置として、日常生活圏域ニーズ調査の実施が行えることとなっているので、実情に応じて実施の検討をお願いしたい。

〔補助基準額：1事業あたり500万円以内〕

日常生活圏域ニーズ調査による計画策定フロー (ごく粗いイメージ)



日常生活圏域ニーズ調査実施の主なメリットについて

①日常生活圏域の課題の明確化

- これまでの介護保険事業計画の策定に当たっては、主に「どのようなサービスが利用したいかを、高齢者自身に尋ねる調査」が中心となっていました。しかし、そのような調査では、地域の課題やその地域に居住する高齢者の利用意向のみにとどまらない真のニーズを的確に把握することは難しい面があります。
- 有効な介護保険事業計画を立てるためには、まず地域のニーズを客観的に把握する必要があります。「日常生活圏域ニーズ調査」は、日常生活圏域ごとに高齢者の要介護リスク等の指標を把握・集計することにより、日常生活圏域ごとに必要なサービスの種類・量を見込み、居宅介護・施設介護・地域密着型介護サービス等の基盤整備や地域支援事業・市町村特別給付・保健福祉事業等の構築をどのように進めていくかを政策決定するために行います。したがって、ここでいうニーズとは、日常生活圏域ニーズ調査の結果等をもとに判断した支援の必要性ということを意味します。

日常生活圏域ニーズ調査実施の主なメリットについて

②介護保険事業計画の策定に資する客観的基礎データの整備

- 日常生活圏域ニーズ調査により、例えば、認知症の方が多い地域や閉じこもりの傾向の見られる方が多い地域が明らかになり、認知症デイサービスやグループホーム等の必要量、閉じこもり等の課題に対応した介護予防訪問介護の必要量、介護保険サービス以外の配食や送迎サービスの必要性などが明らかになります。
- 地域のニーズを数量的に把握し、根拠をもってある程度客観的にサービスの整備や事業メニューの構築等を行うことにより、限られた財政のなかで無駄のない介護保険事業を実施することが可能になるとともに、合理的な人員配置や予算配分も可能になるものと考えます。

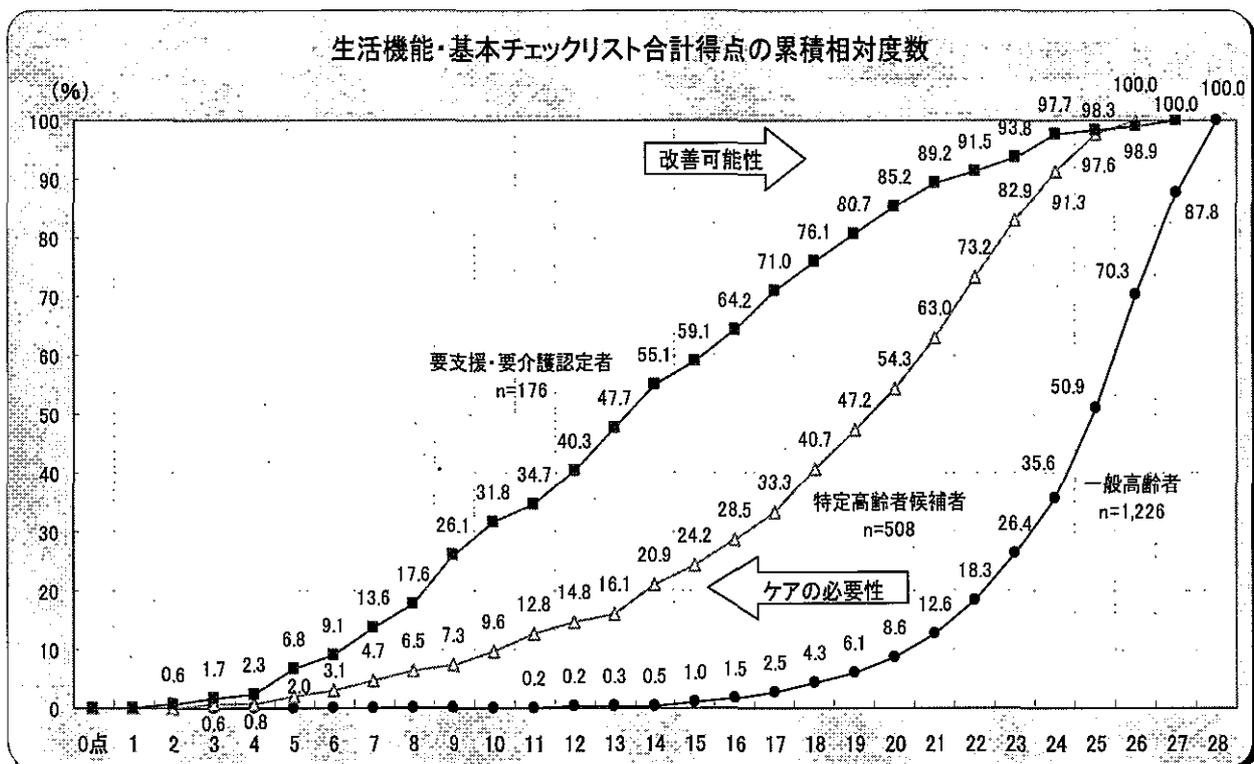
③個人への生活アドバイス表の送付による健康への意識を高める効果

- 平成21年度に先行実施した日常生活圏域ニーズ調査モデル事業では、回答された個人ごとにアドバイスを掲載した個人結果表を作成して返送することで、個人が自身の生活習慣を振り返り健康への意識を高めるきっかけとなりました。個人結果表を返送する際に各個人の状態に適した介護予防教室の案内を同封するといった工夫も考えられます。

④介護予防事業の対象者の同時把握

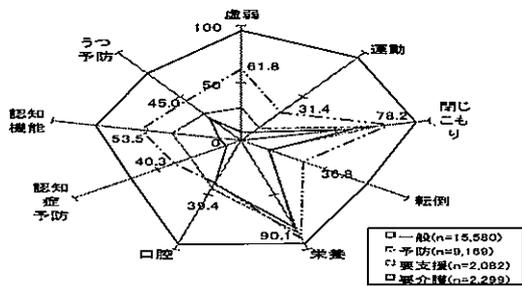
- 日常生活圏域ニーズ調査は、介護予防事業の対象者を把握する基本チェックリストの項目も包含しているため、計画策定のための地域の課題等の把握とあわせて、介護予防事業の対象者の把握も同時に行うことができます。また、本調査の調査対象となった方については、地域での高齢者実態把握で最も重要な課題である、閉じこもり、うつ、孤立・孤独や一人暮らしの認知症高齢者等の早期発見・対応についても可能となります。

日常生活圏域ニーズ調査の生活機能判定の概要（認定者、一般高齢者を通じた指標）



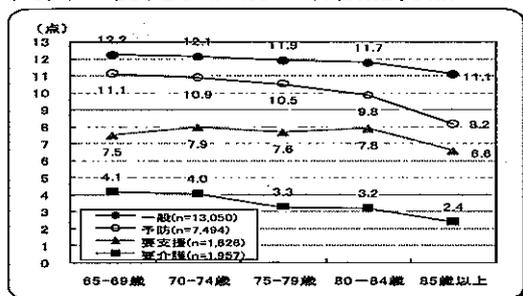
日常生活圏域ニーズ調査のその他のアウトプットのごく粗いイメージ

図表1 生活機能(非該当・リスクなしの割合) 図表2 疾病の状況(既往症)

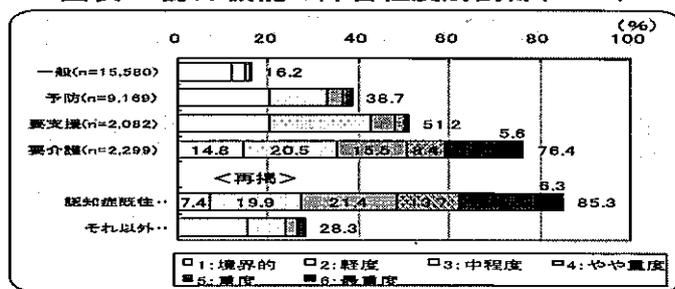


疾病	一般	予防	要支援	要介護
高血圧	37.5	43.8	50.3	41.4
脳卒中	1.5	4.0	10.6	16.8
心臓病	9.2	16.7	24.3	20.3
糖尿病	10.1	13.3	15.1	15.3
高脂血症	8.0	8.5	8.0	5.4
呼吸器系	7.2	12.0	13.1	14.3
消化器系	15.3	20.7	22.8	18.1
泌尿器・生殖器系	8.8	11.9	14.8	15.2
筋骨格系	10.2	23.7	42.4	26.5
外傷・中毒	1.7	3.2	4.1	4.2
がん	5.5	6.4	7.4	7.8
血液・免疫	0.9	2.0	3.1	2.6
感染症等	0.2	0.4	1.0	0.9
認知症	0.2	1.5	4.3	27.3
神経系	1.5	3.7	5.4	5.6
目	21.9	33.4	46.1	35.5
耳	7.4	12.1	14.7	10.4
皮膚	6.9	9.1	11.8	10.8
歯科	43.4	41.2	35.5	28.1

図表3 認定状況別生活機能得点



図表4 認知機能の障害程度別割合(CPS)



(2) 計画における記載事項の充実強化について

全国一律の画一的なものではなく、各地域ごとの地域特性等の実情に応じたシステムである地域包括ケアシステムの構築を推進するに当たっては、①地域課題、②地域資源の状況、③高齢化の進展状況等、地方自治体によって、それぞれ状況が異なることから、地方自治体の実情に応じて優先的に取り組むべき以下の重点事項を、地方自治体が判断のうえ選択して第5期計画に位置づける等、段階的に計画の記載内容を充実強化させることが重要である(別添参考資料2)。

重点記載事項

①認知症支援策の充実

(例：喫緊の課題である認知症について対策の充実を図るため、地域における的確なニーズの把握と対応、サポート体制の整備等)

②在宅医療の推進

(例：市町村における医療との連携の工夫、医療サービスに関する計画との調和等)

③高齢者に相応しい住まいの計画的な整備

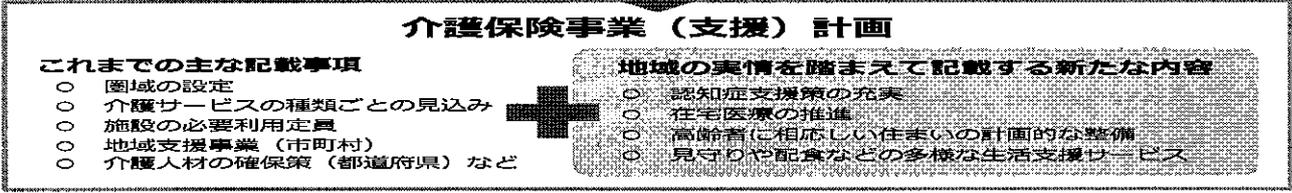
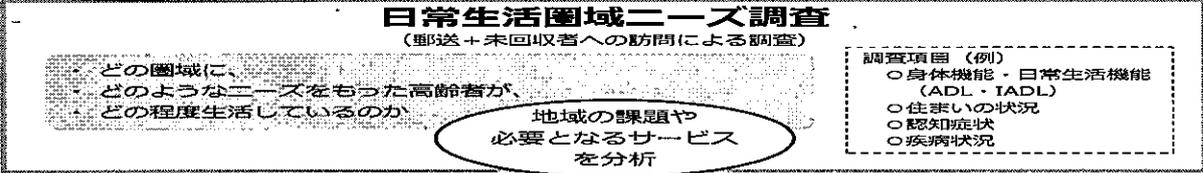
(例：高齢者の住まいに関する計画との調和、サービス付高齢者住宅の供給目標の記載等)

④生活支援サービス(介護保険外サービス)

(例：見守り、配食、買い物等、多様な生活支援サービスの確保等)

医療や住まいとの連携も視野に入れた
第5期介護保険事業（支援）計画の策定

- 地域包括ケアの実現を目指すため、第5期計画（平成24～26年度）では次の取組を推進。
 - ・ 日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の課題・ニーズを的確に把握
 - ・ 計画の内容として、認知症支援策、在宅医療、住まいの整備、生活支援を位置付け



2. 第5期計画の策定に当たっての留意点について

第5期計画の作成については、平成23年度末頃の決定・公表に至るまでの間、国が示す基本指針等を踏まえ、各市町村・都道府県において、様々な作業を進めていただくこととなる。

第5期計画の策定に当たっては、

①第4期から第5期までの自然増等の介護サービスの見込量に関する各種要因を勘案するとともに、

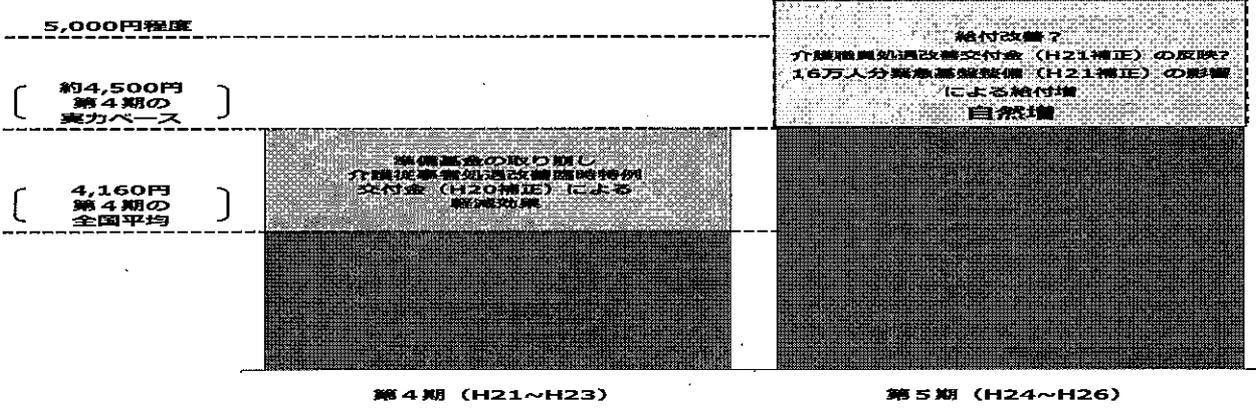
②日常生活圏域ニーズ調査により地域の課題を的確に把握し、より地域の実情に応じた各サービスの過不足のない必要なサービス量の設定等、より精緻な事業量等の見込みを行っていただきたい。

また、

- ①介護従事者処遇改善臨時特例交付金による第4期保険料の軽減効果、
- ②介護給付費準備基金の取崩しによる第4期保険料の軽減効果

により、第4期の保険料水準が実力ベースより低く抑えられていたことにも御留意いただきたい。

第5期の介護保険料



3. 第5期介護給付等対象サービスの見込量の推計手順（ワークシート）の粗いイメージ

第5期計画におけるサービス量の見込み等を円滑に行うことを支援する観点から、これまでと同様、市町村（保険者）に介護給付等対象サービスの見込量の推計手順（以下「ワークシート」という。）について本年6月頃を目途に配布することを予定している。

第5期計画におけるワークシートの第1の特徴は、①保険者が自らの地域の現状を踏まえたサービス量を見込めるとともに、②例えば、人口規模が同程度の他保険者の現状を踏まえた場合のサービス提供量等、自らの目標を定める際に参考となるような幾つかのデータを提供することを検討している。

第2の特徴は、各サービス種類ごとの見込量を算出できることに加え、当該地域内で第5期に提供される介護給付等の地域密着型比率、在宅比率、施設・居住系比率等を分類できるようにし、これらの数値を参考に活用し、例えば地域密着型比率を高める等の工夫を行いやすくすることを検討している。

第3の特徴は、今までは手入力であった給付費等の介護給付等実績データについて、一定程度レセプトデータから取り込むことができる機能を付与し、保険者の事務負担の軽減が図られるような仕組みを検討している。

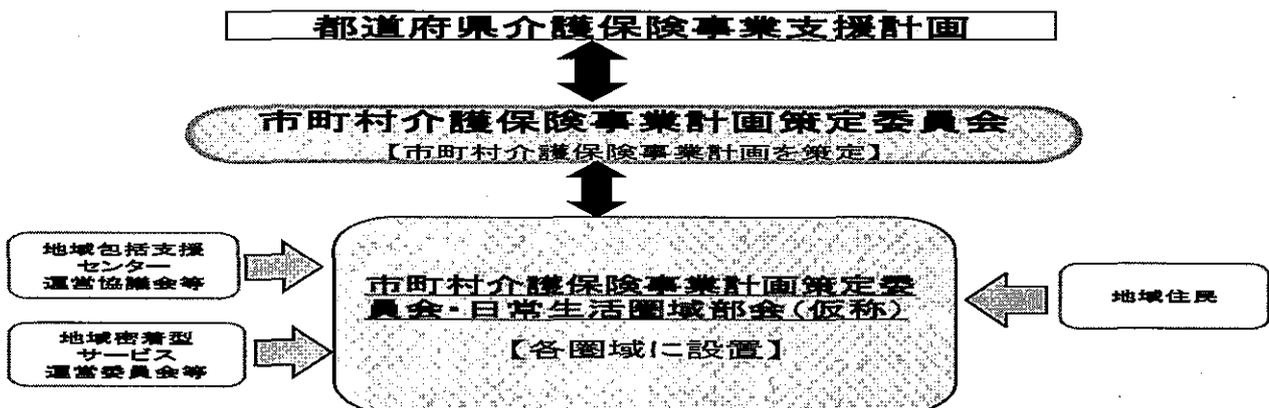
現時点においては、このようなイメージで第5期のワークシートの検討を行っている。

4. 計画の策定体制の例について

日常生活圏域ごとのサービス整備を促進していくための手段として、市町村介護保険事業計画の策定に当たって、日常生活圏域ごとに「日常生活圏域部会（仮称）」を設置し、日常生活圏域ニーズ調査や給付分析等を通じて把握した地域の諸課題を踏まえて、サービスの整備方針を検討していくことが考えられる。

この「日常生活圏域部会（仮称）」に、既存の地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会等の地域団体や地域住民が参加することにより、ニーズに即したサービス整備が図りやすくなるものと考えられる。

第5期介護保険事業計画策定体制の例



5. 第5期の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の基本的な考え方について

現段階における第5期の基本指針（案）については、以下のような基本的事項を予定している。

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の基本的な考え方(案)

I. 介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(案)について

- 各自治体の「第5期介護保険事業計画」(平成24～26年度)作成のための基本的な指針を示すもの。
- ※ 今回の一部改正は、現行の「第4期介護保険事業計画」(平成21～23年度)作成のための基本指針の一部改正。

○基本的な考え方は以下のとおりである。

【基本的事項】

■基本的理念

- ・地域包括ケアの一層の推進

■要介護者等の実態の把握

- ・日常生活圏域ニーズ調査の積極的な実施

■今後地域で必要と考えられる以下の4事項について、地方自治体が地域の実情に応じて優先すべき重点事項を選択して取り組むことができるように計画の記載事項に追加(任意)

- ①認知症支援策の充実
- ②在宅医療の推進
- ③高齢者に相応しい住まいの計画的な整備(住まいに関する計画との調和を確保等)
- ④生活支援サービス(介護保険外サービス)

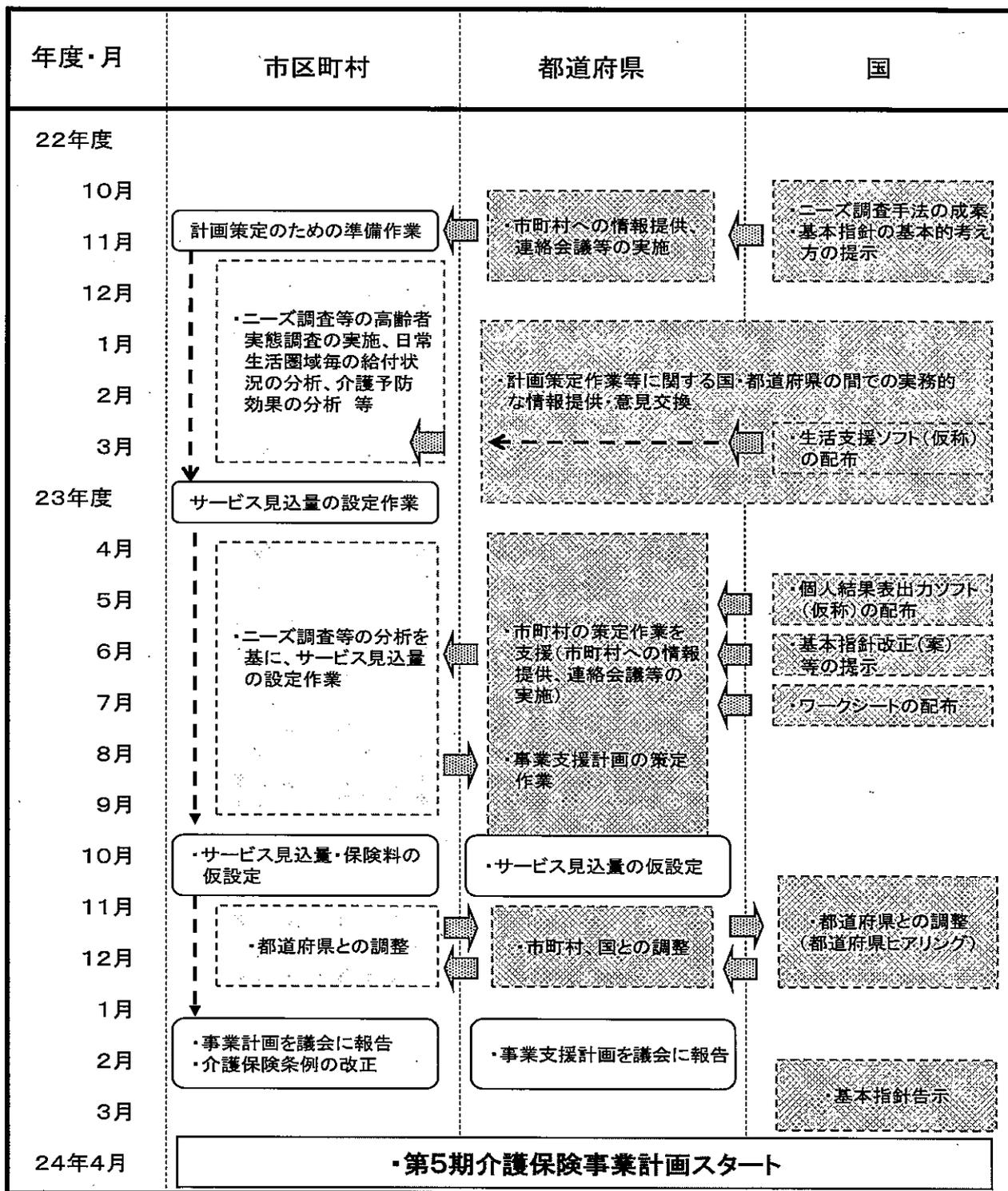
(参考)

- ・37%参酌標準の撤廃 → 平成22年10月7日改正済

6. 第5期計画の策定に向けた主なスケジュール（予定）

- 現時点で想定される第5期計画の策定に向けた主な予定は、地方自治体の事務実施に支障を生じないこと等に留意のうえ、次のようなスケジュールを考えている。

第5期介護保険事業計画の策定スケジュール（イメージ）



7. 生活支援ソフト（仮称）の配布について

日常生活圏域ニーズ調査の対象となった高齢者の状況について様々に分析し、支援の必要性等を検討しやすくするための「生活支援ソフト」（仮称）を、第5期計画におけるサービス量の見込み等を円滑に行うことを支援する観点から、本年3月中を目途に保険者に無償提供する予定である（別添参考資料3）。

8. 個人結果出力システム（仮称）の配布について

日常生活圏域ニーズ調査を回答された個人ごとにアドバイスを掲載した個人結果表を作成して返送することで、個人が自身の生活習慣を振り返り健康への意識を高めるきっかけとなることがモデル事業の結果から報告されている。

このため、日常生活圏域ニーズ調査の結果を高齢者に情報提供するための「個人結果表出力システム」（仮称）を、保険者における個別ケアの推進を支援する観点から、本年5月以降を目途に保険者に無償提供する方向で現在調整中である。

9. 介護保険事業計画の策定テキストについて

保険者における第5期計画の策定事務を円滑に行うことを支援する観点から、本年4月を目途に保険者へ情報提供する予定である。

（参考）介護保険事業計画の策定テキストの目次の構成（イメージ）

- ◆ 第5期事業計画の策定にあたって、次に掲げる目次項目に対し、その作成手法や明記する事項に関するポイント等を解説するイメージ。

《総論》

I 計画策定にあたって

- 第1節 計画策定の背景
- 第2節 計画の課題
- 第3節 計画の理念・目的・基本方針
- 第4節 法令等の根拠
- 第5節 計画策定に向けた取組及び体制
- 第6節 計画の期間
- 第7節 他制度による計画等の整合調和（地域包括ケア計画のイメージ）
- 第8節 計画推進に向けて

II 高齢者・要介護認定者（要支援）の現状

第1節 高齢者の現状

第2節 要介護（要支援）認定者の現状

第3節 日常生活圏域ニーズ調査（詳細な高齢者生活実態調査）

III 介護保険事業の現状

第1節 給付実績（分析含む）の現状

第2節 サービス資源（基盤）の現状（計画基盤整備実績含む）

IV 介護保険事業計画の概要

第1節 人口及び被保険者数の推計

第2節 要介護（要支援）認定者数の推計

第3節 サービス利用者数及び利用量の見込みの推計

V 介護給付費等対象サービスの計画

第1節 居宅サービス（介護給付）

第2節 地域密着型サービス

第3節 介護予防サービス

第4節 施設サービス

第5節 各サービス別給付費の推移

VI 地域支援事業

第1節 地域支援事業の現状（地域包括支援センター及び各事業別記載）

第2節 地域支援事業の展開（推計：各事業別「地域生活支援サービス」）

VII 重点的に取り組む事が望ましい事項（別冊の事例集）

第1節 高齢者に相応しい住まいの計画的な整備

第2節 在宅医療の推進

第3節 認知症支援策の充実

第4節 生活支援サービス

※ これらの重点事項にどのように取り組むことが考えられるかについて、一部自治体の先進事例等に基づき、今後、例示的に解説する予定。

VIII 第1号被保険者保険料の見込み

IX サービス基盤整備（広域分・地域密着分）

X 互助・インフォーマルな支援計画

10. 施設・居住系サービスの定員設定と指定拒否の仕組み（以下「総量規制」という。）の規制・制度改革の状況について

介護総量規制の緩和については、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）における内閣府の参考資料の中において、今後行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会において引き続き検討する事項とされたところ。

その後、平成23年1月26日には行政刷新会議の規制・制度改革に関する分科会において検討項目とされたため、現在協議を行っているところである。

本事案については、地方自治体にとって計画的なサービスの整備と介護保険財政に深く関わる案件であるため、あらためて情報提供するとともに、貴管内の市区町村に対しても、その周知方宜しく願います。

今後、内閣府との折衝等、状況の変化があれば実情に応じ適宜情報提供を行う予定。

総量規制について

○ 総量規制とは、介護保険法第117条及び第118条に基づき介護保険事業計画に定めた定員数に既に達しているか、又は当該申請に係る指定によつてこれを超える場合、その他計画の達成に支障が生じるおそれがあると認める場合には、都道府県知事・市町村長は事業者の指定等を拒否できることとされている。

<対象サービス(地域密着型サービスを含む。)>

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護専用型特定施設
- ・認知症高齢者グループホーム

※混合型特定施設(任意)

介護保険制度の見直しに関する意見 (社会保障審議会介護保険部会 (H22.11.29)) (抜粋)

◎ なお、現行の施設・居住系サービスの定員設定と指定拒否の仕組み(いわゆる「総量規制」)については、保険者が地域の高齢者のニーズを踏まえて施設・居住系サービスの基盤を一体的かつ計画的に整備するために有効に機能している重要な制度であり、今後も現行制度の規制の内容や対象をそのまま維持する必要がある。

2. 介護給付の適正化について

(1) 介護給付の適正化の意義等について

ア 「介護給付適正化」の意義

- 介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

イ 介護給付の適正化の推進について

- 各都道府県においては、平成19年度に策定した「介護給付適正化計画」に基づき、給付の適正化・適切化に取り組んでいるところであり、国としても、国保連合会介護給付適正化システムの改修やケアプラン点検支援マニュアルの作成等の支援を行い、事業の実施率は全項目向上しているところであるが、
 - ① 予算や人員体制の確保が難しいこと等により事業の実施に至っていない保険者もあり、国が示した実施目標に達していない。
 - ② 認定調査状況チェックのように実施率が90%を超える事業もあれば、専門的知識が必要となるケアプラン点検のように実施率が50%台のものもあり、事業によって取組状況に差がみられる。
 - ③ マニュアルが難しい等の理由により、国保連合会介護給付適正化システムを活用できていない保険者が少なからず存在する。
 等の状況となっている。

【参考】 ○国が示した実施目標 → ()内は、事業実施実績

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
適正化事業	100% (99.1%)	100% (99.4%)	100%
要介護認定の適正化 ※認定調査状況チェック	85% (90.4%)	95% (93.6%)	100%
ケアマネジメント等の適切化			
※ケアプランの点検	85% (45.1%)	95% (56.4%)	100%
※住宅改修等の点検	85% (79.0%)	95% (83.5%)	100%
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化			
※「医療情報との突合」・「縦覧点検」	85% (68.9%)	95% (73.5%)	100%
※介護給付費通知	85% (57.6%)	95% (63.3%)	100%

(注) ※の5事業を主要適正化事業という。

(2) 行政事業レビューにおける指摘について

- 平成22年6月に実施した行政事業レビューにおいては「事業は継続するが更なる見直しが必要」との評価を受けており、外部有識者からは、
 - ① 事業の内容を十分把握できていない。
 - ② 費用対効果があがるよう国として指導すべき。
 - ③ これまでの成果を踏まえ、事業毎の取組の比重を変えるなど考える姿勢が必要。
 - ④ 制度一般の啓発やサービス利用にかかるPRは、この事業で行うのは不適切。
 - ⑤ 国保連合会介護給付適正化システムの活用を促すとともに、効果的
事業を中心に再構築すべき。といった指摘を受けたところ。こうした指摘事項も踏まえ「介護給付適正化計画検証・見直し等事業」の中で、これまでの適正化事業実施状況の把握を行った。

(3) 「介護給付適正化計画検証・見直し等事業」の結果等について

- 介護給付の適正化計画においては、平成20年度から平成22年度までの3年間を強化期間と位置付けており、最終年度にあたる今年度は、これまでの実施状況等を把握し、平成23年度以降の計画、事業内容、目標等を定めるにあたり、都道府県、保険者の協力を得て「介護給付適正化計画検証・見直し等事業」を実施した。その結果、
 - ① 主要5事業の中では、他の事業に比べ「縦覧点検・医療情報との突合」が目に見えて費用対効果が高い。なお、国保連合会に委託した場合は、費用対効果がさらに高くなる傾向にある。
 - ② 介護給付費通知は、実施保険者数、発送部数、発送月数ともに増加している。費用対効果は比較的低い事業ではあるが、事業所に対する牽制効果が期待できる、継続すること自体に意味がある等の理由により、当事業を重要視する保険者も多数、見受けられる。
 - ③ 都道府県で独自の適正化事業マニュアル（ケアプラン点検マニュアル、医療情報との突合マニュアル等）を作成し、保険者に配布することによって、実施率が向上した。といったことが明らかとなった。また、都道府県や保険者からは以下のような提案・意見等をうかがっている。

ア 都道府県からの提案・意見等

- ① 大きく方針を変更するのではなく、引き続き主要5事業を重点的に実施し、市町村の限られた人員で効率的・効果的に実施できるような方法を確立して事業の質を高めることが望ましい。
- ② 医療情報との突合や縦覧点検など金銭的な効果が明確な事業について重点化すべき。

イ 保険者からの提案・意見等

- ① 国保連との連携を強化し、縦覧点検、医療情報との突合等の業務委託をさらに促進してほしい。
- ② 介護保険事業計画と一体的に取り組む方が効率的になるのではないか。

また、都道府県に対しては、国保連合会介護給付適正化システムについて具体的な操作方法等の研修会の開催を希望する、といった意見もあったところである。

(4) 平成23年度以降の適正化事業について

- 平成23年度以降の適正化事業については、上記の行政事業レビューの指摘及び「介護給付適正化計画検証・見直し等事業」の検証結果を踏まえ、各都道府県において次期介護給付適正化計画を策定いただく予定である。追って国から次期計画にかかる指針をお示しすることとしており、指針には、
 - ① 必ずしも主要5事業の一律100%実施を求めるのではなく、具体的な目標については都道府県、保険者の状況に応じた目標設定とするとともに、質的向上を図る観点から点検の実施率、月数、回数等、より工夫を凝らした内容を検討。
 - ② 将来的には主要5事業を全て実施することが望ましいが、未実施の事業がある場合は他の事業に比べ費用対効果が明らかである縦覧点検、医療情報との突合を優先的に実施。
 - ③ 介護保険事業計画と一体的に取り組む方が効率的との意見を踏まえ、4か年(平成23年度から26年度まで)の計画期間とする。(介護保険事業計画に合わせた期間)ただし、中間年には必要に応じて検証を行い見直しをすることも想定。
 - ④ 制度の啓発やサービス利用にかかる広報・周知を行うのは不相当との指摘を受け、適正化事業に直接関わりのある周知・広報の実施。
 - ⑤ 主要5事業に加え、国保連合会介護給付適正化システムを利用した「給付実績の活用」について、費用対効果も期待できるため実施を促進。
 - ⑥ 介護給付適正化事業に有効な情報が提供されている、国保連合会介護給付適正化システムを十分に活用できていない保険者を対象としたシステム活用にかかる研修会や参考事例の情報提供の充実、国保連合会への委託の推進。

等の事項を盛り込む予定である。この指針を受け、各都道府県においては、より効果的・効率的な適正化事業に向けて次期計画等を定め、一層の介護給付適正化の推進を図られたい。

(5) 介護給付適正化推進特別事業について

- 平成23年度においては、平成22年度の「介護給付適正化計画検証・見直し等事業」並びに国保中央会体向け補助であった「適正化関連独自事業実施等連合会の支援」を廃止し、新たに「介護給付適正化推進特別事業」を創設した。
事業内容としては、
 - ① 目に見えて効果がある「縦覧点検・医療情報との突合」事業について、実施月数の拡大等による更なる推進
 - ② 都道府県と国保連合会との連携による、管内保険者に対する国保連合会介護給付適正化システム活用にかかる研修等

③ 事業所への牽制効果があると考えられる「介護給付費通知」事業等、効果的、先駆的な適正化事業の実施等を予定しており、実施主体である保険者と一体となって協力しながら、国保連合会への委託も含め効果的・効率的な事業の推進を図るため、積極的に活用願いたい。

なお、事業の詳細については、成案を得しだい別途お示しする。

【参考】

介護給付適正化推進特別事業の概要

(平成22年度予算額) (平成23年度予算額(案))

(ー 千円) → 85,728千円

※ 平成22年度「適正化計画検証・見直し等事業」及び「適正化推進等経費」中の「適正化関連独自事業実施等連合会の支援」を廃止・組み替え

1. 目的

本事業は、都道府県、保険者及び国保連が行う介護給付適正化関連事業の一層の推進を図るため、都道府県に所要の経費を助成することにより、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的とする。

2. 事業内容

(1) 効果があると考えられる事業への支援事業

縦覧点検、医療情報との突合事業をさらに推進

(2) 効果に繋がる事業

保険者等に対する適正化システム関連等の研修会を実施

(3) その他適正化効果があると考えられる事業

地域の実情に応じて都道府県、保険者、国保連が協議し効果的、先駆的事業の実施を支援。

3. 実施主体

都道府県

4. 負担割合

国10/10

3. 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業について

(1) 事業実施率の向上

本事業は、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が生計困難者の利用者負担を軽減する場合、国、都道府県及び市町村がその費用の一部を助成する事業である。

また、所得の低い方が介護保険サービスを利用しやすくする観点から効果的であり、本事業は、社会保障審議会介護給付費分科会においても「国、自治体、社会福祉事業の主たる担い手たる社会福祉法人は、低所得者もユニット型施設に入所できるよう、実施率100%を目標に、その推進方策について検討すべき」との審議とりまとめ（「一部ユニット型施設の基準等に関する審議とりまとめ」平成22年9月21日社会保障審議会介護給付費分科会）がなされている。

あくまで、本事業は、社会福祉法人の主體的な取り組みに基づく任意事業ではあるが、所得の低い方への支援策として重要な役割を果たしており、全ての地域において本事業が利用できるよう、管内の市町村及び社会福祉法人に実施していただくことを目標に、一層の事業の推進について働きかけをお願いしたい。

※ 現在、静岡県では、全ての社会福祉法人（事業所）が本事業を実施している。その実施に向けた取り組みとしては、主に、①県内の事業者団体に協力を依頼、②県内市町の協力の下、文書や電話のみならず個別の法人訪問による働きかけを実施、③本事業を実施した場合の法人負担額のシミュレーションを示す、などが挙げられる。

なお、昨年の厚生労働省の事業仕分けにおいて、「個々の施設において利用者負担軽減事業の実施の有無がわかるようになってきているのか」という指摘がされており、本事業の周知のみならず、介護サービス情報の公表制度は個々の施設における本事業の実施状況を確認できることとなっているので、「利用者の利便性の向上」の観点から、情報公表制度の周知も図られたい。

また、担当ケアマネジャー等のアドバイスを契機に本事業を利用することも多いことに鑑み、居宅介護支援事業者及びその関係団体等へ再度の周知をお願いしたい。

(2) 生活保護受給者の個室の居住費に係る軽減事業の拡大

本事業は生活に困窮する者の利用者負担を軽減する事業であるが、生活保護受給者については対象とされていない。

また、生活保護制度においては、

- ① 介護保険施設の居室のうち、多床室が大半を占めると考えられること
- ② 居住費の負担が求められること

などから、生活保護受給者のユニット型施設への入所については、当面、居住費

の利用者負担分について、生活保護費で対応しなくても入所が可能な場合等に限定することとされている。

しかし、今般、社会保障審議会介護給付費分科会の審議とりまとめにおいて、「（本制度により）生活保護受給者も、ユニット型施設への入所が可能となるよう、支援制度のあり方について検討すべき」との意見が出されたところであり、平成23年度から、生活保護受給者の個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む。）に係る利用者負担額について、本事業の軽減対象に含めることとする。

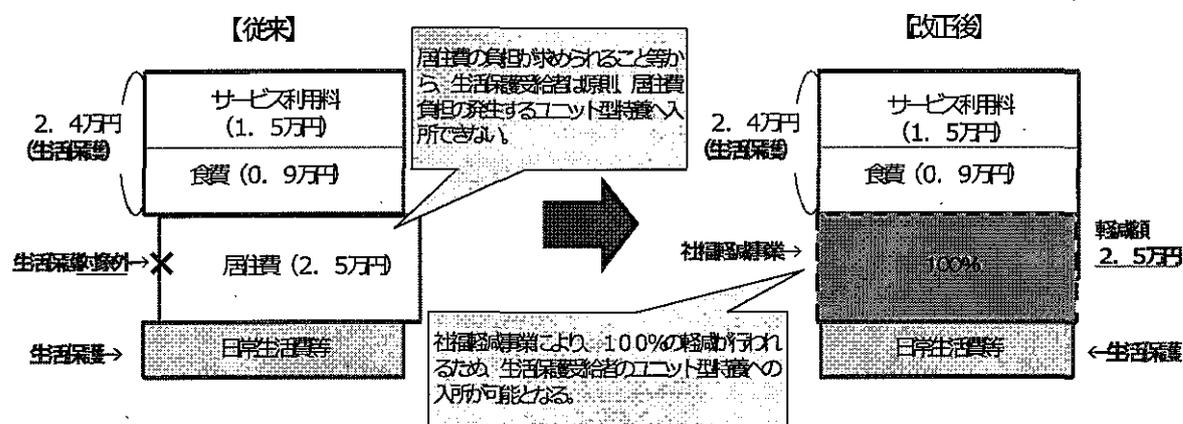
（対象サービス）

介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

今般の改正内容（ユニット型個室の例）

生活保護受給者
に係る軽減割合
生活保護受給者の例

（ 現 在 ） 0% → （ 改 正 後 ） 100%



※ 詳細は、別添の「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）の通知案を参照。

（参考1）

介護給付費分科会報告（平成22年9月21日）

「一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ」（抄）

2. ユニット型施設の推進方策の強化

（4）ユニット型施設入居者に係る低所得者対策について

- ① 現在行われている社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度について、国、自治体、社会福祉事業の主たる担い手たる社会福祉法人は、低所得者もユニット型施設に入所できるよう、実施率100%を目標に、その推進方策について検討すべきである。

② 生活保護制度において、生活保護受給者のユニット型施設への入所に関しては、介護保険施設の居室のうち、多床室が大半を占めると考えられること、居住費の負担が求められることなどから、生活保護受給者以外の低所得者の方との公平性に鑑み、当面、一定の要件に該当する場合に限定されている。

国、自治体、社会福祉法人は、①の制度により、生活保護受給者もユニット型施設への入所が可能となるよう、支援制度のあり方について検討すべきである。その際、老健局においては、社会・援護局と密接に連携をとりつつ、その実現に向けて取り組むべきである。

(参考2)

「介護保険制度見直しに関する意見書」(抜粋)

(平成22年10月26日・全国社会福祉施設経営協議会から介護保険部会長あて)

1. 低所得者対応の一層の推進

全国社会福祉施設経営者協議会では、現在、介護保険事業を実施している会員法人において低所得者に対する社会福祉法人減免の100%実施に向けた取り組みを推進しています。

このような取り組みは、社会福祉法人にあって本来果たすべき役割であり、義務化によらず担うべき事業であるものと考えます。

さらに、今般、社会保障審議会介護給付費分科会においても、生活保護受給者のユニット型特養への入所について検討が進められておりますが、本会としては従前の減免に加えさらなる取り組みを積極的に推進するためにも以下のについて配慮を求めるものです。

《社会福祉法人の取り組みとして》

○ 全国社会施設経営者協議会は、社会福祉法人減免の100%実施を目指す。その上で、社会福祉法人による減免の取り組みの拡充を図るため、現在の市町村関与の下で行う社会福祉法人減免に加え、地域や、生活保護受給者を含む低所得者等の入所希望者の状況に即して、法人が独自に減免することを認めていただきたい。

(3) その他

本事業については、平成21年4月の介護報酬改定による利用者負担の急激な増加を抑えるため、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間、軽減の程度を3%引き上げる経過措置を行ってきたところであるが、平成23年度より当該経過措置は適用されないこととなるので留意されたい。

本経過措置の終了によりサービス利用時の支払額に変更が生じることとなるため、支払時に支障の生じないよう、対象者及び実施法人への周知等に配慮されたい。また、新たな認定が行われるまでの間、既に交付された認定証の軽減割合を読み替えて適用する等の場合には、書面等の方法により確実な周知等を図られるようお願いしたい。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(別添2)</p> <p>社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。</p> <p>2 実施主体</p> <p>(略)</p> <p>3 実施方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(別添2)</p> <p>社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。</p> <p>2 実施主体</p> <p>市町村</p> <p>3 実施方法</p> <p>(1) 利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び保険者たる市町村の長に対してその旨の申出を行う。</p> <p>(2) 軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(3) 軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、以下の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者及び生活保護受給者とする。</p> <p>① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。</p> <p>② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。</p> <p>③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。</p> <p>④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。</p> <p>⑤ 介護保険料を滞納していないこと。</p> <p>(4) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行う。</p> <p>なお、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としないが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。</p> <p>(5) 軽減の程度は利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とし、免除は行わない。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載</p>	<p>特に指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設においては、平成17年10月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外とされたことを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担を含めて軽減を行うものとする。</p> <p>(3) 軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者とする。</p> <p>① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。</p> <p>② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。</p> <p>③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。</p> <p>④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。</p> <p>⑤ 介護保険料を滞納していないこと。</p> <p>(4) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行う。</p> <p>なお、生活保護受給者及び旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としないが、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。</p> <p>(5) 軽減の程度は、利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とし、免除は行わない。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載</p>

改正後（新）	改正前（旧）
	<p>関係については、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第二段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。</p> <p>また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。</p> <p>(3) 事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、市町村又は社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、当該市町村の判断により、社会福祉事業を営する他の事業主体においても利用者負担の軽減を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。</p> <p>(4) 平成17年10月より居住費・食費については介護保険の給付の対象外とされたことから、低所得者に対する十分な配慮が不可欠となっている。したがって、本事業は、すべての市町村において実施することが必要となるものであり、市町村は、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設について、全ての社会福祉法人がこの事業に基づく軽減制度を実施するよう働きかけるものとする。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>（削除）</u></p>	<p>5 平成21年4月の介護報酬改定に伴う特例措置</p> <p><u>（1）目的</u></p> <p>平成21年4月の介護報酬改定（以下「報酬改定」という。）は、介護従事者の処遇を改善することを目的としているが、この報酬改定に伴い、利用料も上昇することとなる。このため、本事業に基づく対象者について経過措置として、3（5）の軽減の程度を拡大することにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。</p> <p><u>（2）実施方法等</u></p> <p>①本経過措置の対象</p> <p>3（2）中法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額とする。</p> <p>②軽減の程度</p> <p>3（5）中「4分の1」とあるのは、「28%」と、「2分の1」とあるのは「53%」と読み替えることとする。</p> <p><u>（3）実施期間</u></p> <p>平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。</p>

※ お示しした案は現段階の案であり、今後変更があり得る。

介護保険計画画課資料

1. 地域包括ケアを念頭においた第5期介護保険事業（支援）計画について（参考資料）

参考資料1

<参考：各サービスニーズ試算例>

・高齢者数(第1号被保険者数)

単位:人

一般高齢者 二次予防対象者	要介護(要支援)認定者				高齢者数 (1号被保険者)
	要支援	要介護1・2	要介護3～5	小計	
16,000	800	1,600	1,600	4,000	20,000

・認定者利用サービス分類別内訳

認定者	要支援	要介護1・2	要介護3～5	小計
施設・居住系	-	150	750	900
居宅・未利用者	800	1,450	850	3,100

※高齢者数2万人の保険者を想定。

○ 介護サービス(軽度認定者)

- 介護サービスのニーズ推計では、前提として認定者数の推計が必要となるが、ニーズ調査の結果から、現状で生活機能が高いと考えられる認定者や機能が低下している一般高齢者・二次予防対象者がわかるため、こうした高齢者の状態を確認し、今後の認定者数推計に反映できる。
- また、ニーズ調査の対象となる認定者は、在宅の認定者が主となるが、在宅の認定者の中には介護の必要性が高い認定者がおり、特に一人暮らしや介護者が高齢の場合には、施設入所が適当と考えられる高齢者もいる(施設・居住系サービス利用待機者と想定)。そこで、こうした高齢者の生活状況を確認し、今後の施設入所者数等の推計に反映することができる。
- 在宅の介護保険サービスのニーズについては、認定者の介護が必要になった原因(調査結果)から原因(タイプ)別の認定者数の推計値が算出可能で、これにそれぞれのタイプ別の各サービス利用率を乗じることによって、この調査結果からの各サービスニーズの一応の推計値が算出可能となる。これと実際の事業実績によるサービス利用状況を比較し、計画期間中の各サービスの必要量・供給量を決定する際の参考にすることができる。
- 認知症対応型サービスについては、要介護の原因として「認知症」と回答した場合だけでなく認知機能の障害程度区分の結果なども参考にすることができる。

①認定者数

○ADLの高い認定者(ADL得点100点)

区分	ニーズ調査結果	改善可能な認定者
要支援	16.4%	131人
要介護1・2	8.2%	131人

※ニーズ調査結果は全国(以下同じ。)

○ADLが低い一般高齢者・二次予防対象者(ADL得点60点以下)

区分	ニーズ調査結果	認定者相当
一般・二次予防	1.1%	169人

状態確認

状態確認

<ワークシート>

	被保険者		要介護(要支援)		
	計	要支援1	要支援2	要介護1	
第1号被保険者	5,057	779	49	76	19
平成24年度	65～69歳	1,612	29	1	3
	70～74歳	1,391	70	7	9
	75～79歳	902	138	18	17
	80～84歳	586	204	10	26
	85歳以上	566	338	12	21
第2号被保険者	10,542	19	-	-	-
総数	15,599	798	49	76	20
第1号被保険者	5,308	681	34	39	12

○ 介護予防事業(地域支援事業)

- 介護予防事業(地域支援事業)については、今回の調査によって二次予防事業対象者選定のための評価項目ごとに二次予防対象者の割合が算出可能で、これに認定を受けていない高齢者数を乗じることによって、事業の対象者数が算出できる。
- 各教室などへの参加率をこれまでの実績等を勘案して設定し、それぞれの対象者数にこの参加率を乗じることにより計画期間中のサービス見込み量とすることができる。

①二次予防事業対象者出現率(ニーズ調査結果) 単位:%

虚弱(20項目)	運動器の機能向上	栄養改善	口腔機能の向上	対象者全体
11.3	24.2	1.3	21.6	37.0

②二次予防事業対象者数推計 単位:人

運動器の機能向上	栄養改善	口腔機能の向上	虚弱(20項目)
3,876	216	3,462	1,813

※この推計は、保険者全体で試算しているが、実際には圏域単位で行うことが望ましい。

③各プログラムニーズ推計

参加希望率 20.0%(想定)

単位:人

運動器の機能向上	栄養改善	口腔機能の向上	その他
775	43	692	363

○ 生活支援サービス

(1) 権利擁護(見守り)

- 今回の調査結果から、高齢者の世帯構成割合がわかっているため(実績数値がある場合は実績を使用)、これに全体の高齢者数を乗じることによって世帯類型別の高齢者数の推計値が算出可能で、この推計値にそれぞれの世帯類型別の認知症リスク者の割合(ニーズ調査結果)を乗じることにより、権利擁護や見守りの対象者数が算出可能となる。
- これまでの事業実績などにより、それぞれの世帯類型別の利用率などを設定し、それぞれの事業やサービス計画等に反映することが可能となる。

①世帯構成(ニーズ調査結果) 単位:%

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	その他
14.0	26.1	7.3	52.6

②世帯類型別高齢者数推計 単位:人

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	その他
2,798	5,225	1,461	10,516

③認知症リスク者割合(ニーズ調査結果) 単位:%

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	その他
3.0	3.3	5.8	7.8

※認知症リスク者は、ニーズ調査結果で3レベル(中等度)以上の認知機能の障害があると評価された高齢者で算出。

④権利擁護(見守り)の対象となりうる高齢者数 単位:人

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	その他	計
83	173	85	820	1,161

(2) 配食サービス

- 今回の調査結果から、高齢者の世帯類型別に「自分で食事の用意」ができない高齢者の割合が把握可能なため、世帯類型別の高齢者数にその割合を乗じることにより、配食サービスの対象となる高齢者数が算出できる。
- これまでのサービスの利用実績などにより、それぞれの世帯類型別に配食サービスの利用率を設定し、計画期間中の配食サービスの見込み量に反映させることが可能となる。

① 食事の用意ができない者の割合(ニーズ調査結果)

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	単位: %
6.5	12.0	13.7	

※サービス対象者の所得要件などがある場合は、生活支援ソフトでその条件を加えてその割合を求める。

② 配食サービスの対象となりうる高齢者数

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	計	単位: 人
183	626	201	1,010	

③ 配食サービス利用者数推計

項目	一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	計	単位: 人
希望率(想定)	50%	10%	10%	—	
利用者数	92	63	20	175	

(3) 家事援助サービス

- 今回の調査結果から、高齢者の世帯類型別に「日用品の買物」ができない高齢者の割合が把握可能なため、世帯類型別の高齢者数にそれぞれの割合を乗じることにより、買物代行などの家事援助サービスの対象となる高齢者数が算出可能となる。
- これまでのサービスの利用実績などにより、それぞれの世帯類型別にサービス利用率を設定し、計画期間中の家事援助サービスの見込み量に反映させることができる。

① 日用品の買物ができない者の割合(ニーズ調査結果)

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	単位: %
9.8	6.9	14.7	

② 家事援助サービスの対象となりうる高齢者

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	計	単位: 人
275	361	214	850	

③ 家事援助サービス利用者数推計

項目	一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	計	単位: 人
希望率(想定)	50%	10%	10%	—	
利用者数	138	36	21	195	

(4) 緊急通報サービス

- 今回の調査結果から、高齢者の世帯類型別に緊急通報サービスのニーズを推計すると、ひとり暮らしの高齢者は特にサービス提供の必要性が高いため全員を対象者とし、一方二人暮らし世帯の高齢者は、日常生活の大部分に介助が必要な高齢者（ADL得点で40点以下）をサービス対象と想定できる。
- それぞれにサービス利用希望率を設定し、緊急通報サービスの見込み量に反映させることができる。

①緊急通報サービスが必要な者の割合（ニーズ調査結果）

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	単位：%
100.0	1.3	2.0	

※一人暮らし以外についてはADL得点で40点以下の者の割合

②緊急通報サービスの対象となりうる高齢者 単位：人

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	計
2,798	70	30	2,898

③緊急通報サービス利用者数推計 単位：人

項目	一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	計
希望率(想定)	10%	5%	2%	—
利用者数	280	4	1	285

(5) 移送サービス

- 移送サービスについては、日常生活で大部分介助が必要な高齢者で、自力では公共交通機関の利用が困難な高齢者がサービス利用の対象者として想定できる。
- 具体的には、認定状況別にADL得点が40点以下の者の割合を求め、さらにそのうちで公共交通機関を利用していない者の割合を求め、サービスの対象者とする。
- それぞれの対象者数に、過去の実績等から想定される一定の利用希望率を設定し、サービス利用者数に反映させることが可能となる。

①大部分介助(ADL40点以下)の割合（ニーズ調査結果）

二次予防	要支援	要介護	単位：%
0.8	1.4	24.3	

②うち公共交通機関などで外出しない割合（ニーズ調査結果）

二次予防	要支援	要介護	単位：%
83.8	58.6	88.7	

※外出手段として、徒歩、自転車、バイク、自動車(自分で運転)、電車、路線バス、タクシーのいずれもあげなかった者の割合

③移送サービス対象者数 単位：人

二次予防	要支援	要介護	計
41	7	495	543

④移送サービス利用者数推計 単位：人

項目	二次予防	要支援	要介護	計
希望率(想定)	5%	10%	20%	—
利用者数	2	1	99	102

(6) 紙おむつ支給サービス

- 今回の調査結果から、高齢者の認定状況別に紙おむつ支給サービスのニーズを推計すると、小便の失敗がよくある者をサービス対象者と想定し、ニーズ調査結果からそれぞれの認定状況別に該当する者の割合を求め、サービス対象者数を算出できる。
- それぞれに過去の実績等から想定されるサービス利用希望率を設定し、全体のサービス利用者数の一応の推計が可能となる。

① 小便の失敗がよくある者の割合(ニーズ調査結果)

二次予防	要支援	要介護	単位: %
2.4	6.7	24.0	

② 紙おむつ支給サービス対象者数 単位:人

二次予防	要支援	要介護	計
143	53	551	747

③ 紙おむつ支給サービス利用者数推計 単位:人

項目	二次予防	要支援	要介護	計
希望率(想定)	10%	20%	30%	—
利用者数	14	11	165	190

○ 高齢者専用賃貸住宅

- 今回の調査結果から、高齢者の世帯類型別の借家率がわかっているため、世帯類型別の高齢者数にそれぞれの借家率を乗じることにより、賃貸住宅が必要な高齢者数が算出できる。
- 周辺地域を含むこれまでの供給・入居実績などにより、それぞれの世帯類型別に高齢者専用賃貸住宅の利用率を設定し、計画期間中の高齢者専用賃貸住宅の必要・供給量に反映させることが可能。

① 借家率(ニーズ調査結果) 単位: %

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし
16.8	5.7	8.6

※借家には借間を含む。

② 高齢者賃貸住宅が必要な高齢者数 単位:人

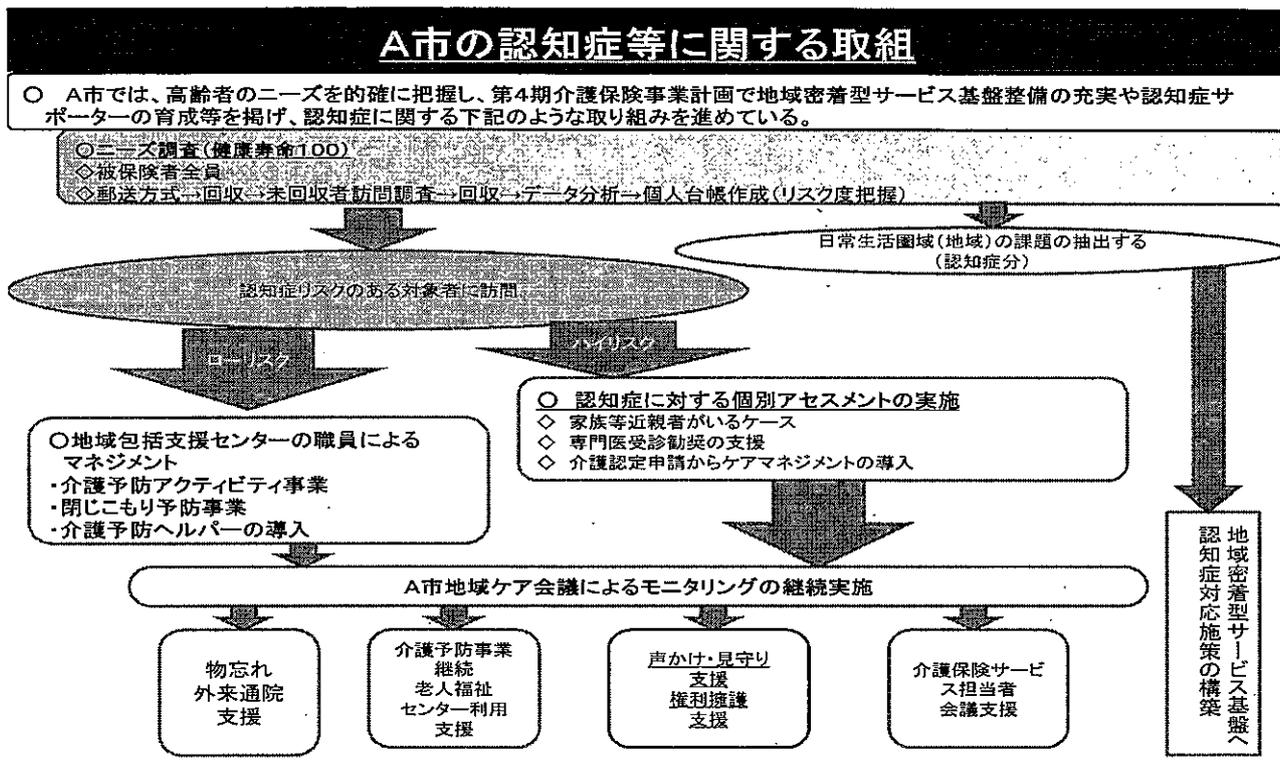
一人暮らし	配偶者と二人暮らし	計
469	296	765

③ 必要高齢者専用賃貸住宅戸数 単位:戸

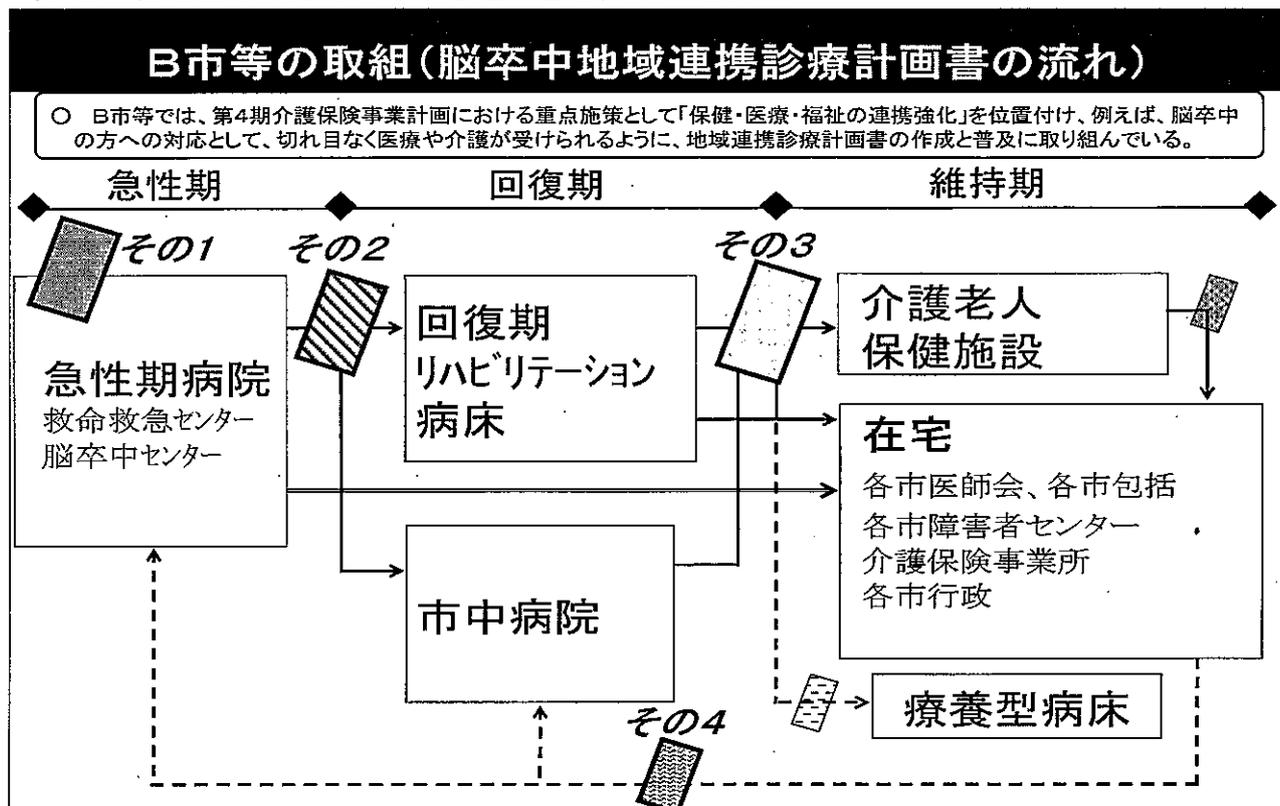
項目	一人暮らし	配偶者と二人暮らし	計
希望率(想定)	10%	5%	—
利用戸数	47	7	54

参考資料2

(参考：認知症等に関する地方自治体の取組事例)



(参考：在宅医療の推進に関する地方自治体の取組事例)



(参考：高齢者の住まいの計画的な整備に関する地方自治体の取組事例)

A市の住まいに関する取組 〔A市高齢者専用賃貸住宅（サービス付き）プロジェクト〕

○ A市では、高齢者のニーズを的確に把握し、第4期介護保険事業計画で「高齢者の住宅支援」を掲げ、高齢者の住まいの整備に関する下記のような取り組みを進めている。

《事業内容》

- 本事業は、お元気な一般高齢者から介護度5迄の方への連続性、一貫性のある地域ケアを官民協働で取組み実践し、地域社会への貢献を目指すもの。
- また、「長寿」ではなく「元気で長生き」の実現のため、高齢者の生活習慣病予防に加えて、自立した生活を妨げる要因に着目した生活機能低下の予防、または生活機能向上に取り組み、介護予防を推進する。
- さらに、自助・互助・共助・公助の役割分担を明確にし、高齢者に対する支援を地域で支える地域包括ケアを実現するとともに、24時間対応の在宅療養支援診療所と訪問看護事業所を併設することで、高齢者の緊急時はもとより様々な医療ニーズに対応できる体制を整備する。

- ①医療連携として、調剤薬局における在宅輸液療法・訪問看護・在宅療養支援診療所等の連携構築を図り中重度者対応を行う。
- ②介護療養型医療施設利用者の受け皿を「住宅」として整備する。
- ③A市の家賃助成制度(市の単独事業)に基づき、適合高齢者専用賃貸住宅を核としたA市高齢者支援住宅を整備し、低所得者の住まいの確保を行う。
- ④住宅室内では解消できない支援をLSA(ライフサポートアドバイザー)及び建物内サポーターが担う。(買い物・趣味娯楽・お墓参り等外出を伴う付添支援)
- ⑤緊急通報システムによる見守り支援をオプションで軽度者に整備する。(市の助成金事業)

(参考：生活支援サービスに関する地方自治体の取組事例)

C区における介護保険外サービス

C区では、要介護者・要支援者・要介護認定非該当者に対して、配食サービス・家事援助サービス・見守りサービス(介護保険外サービス)を受けられる体制が整備されている。

1. 配食サービス

サービス内容・利用者負担	昼食	①学校給食：区内の小学校で調理した、あたたかい学校給食をボランティアが届ける(火・木曜日)。 → 利用者負担：1食につき350円
		②ボランティア給食：ボランティアの自宅で調理した食事を届ける。 → 利用者負担：1食につき350円
		③在宅サービスセンター：センターで調理した食事を届ける。 → 利用者負担：1食につき600円
	夕食	地域の商店から、弁当を届ける(火・木曜日) → 利用者負担：1食につき450円
利用対象者	在宅の虚弱な高齢者、介護が必要な高齢者(要介護者・要支援者・要介護認定非該当者のいずれでも可)	
実績	422人	
行政負担	18,570,757円(①、②は一般財源、③は介護保険の地域支援事業)	

2. ホームヘルパー(訪問介護員)の派遣

サービス内容	介護予防の観点から、ホームヘルパーを派遣し、家事援助(掃除・洗濯・調理・買い物)を行う。【週1回又は週2回程度】
利用対象者	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、日常生活を営むのに支障がある方(要介護認定非該当者が利用対象者となり得る)
利用者負担	週1回程度：月1,200円 週2回程度：月2,500円
実績	124人
実施主体	C区
行政負担	21,284,820円(一般財源)

3. にこにこ訪問(乳酸菌飲料の配達)～見守りサービス

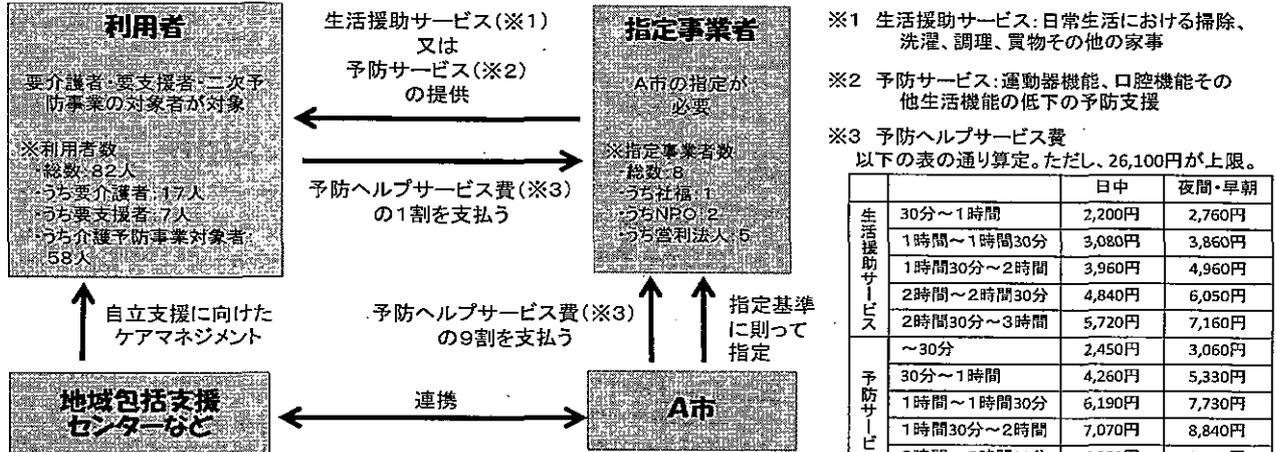
内容	安否確認と孤独感解消のため、毎日乳酸菌飲料を配達する(日曜・休日を除く)
利用対象者	70歳以上の一人暮らしの者で、他に安否確認のサービスを利用していない者(要介護者・要支援者・要介護認定非該当者のいずれでも可)
利用者負担	なし
実績	2,444人
実施主体	社会福祉協議会
行政負担	2,041,472円(C区からの補助金)

4. 徘徊探知機利用料助成～見守りサービス

内容	GPS端末機を利用して徘徊高齢者の居場所を探し出すシステムの費用の一部を助成する。
利用対象者	区内に在住するおおむね65歳以上の徘徊高齢者と介護する家族(要介護者・要支援者・要介護認定非該当者のいずれでも可)
利用者負担	月500円、探索等別途費用あり
実績	15人(うち、要介護者：15人)
行政負担	44,100円(一般財源。初期費用のみ)

A市における予防ヘルプサービス費助成事業

A市では、要介護者・要支援者・介護予防事業対象者に対して、生活援助サービス・予防サービスを一体的に提供するための「予防ヘルプサービス費助成事業」（介護予防事業対象者分については、地域支援事業の任意事業で実施）を展開している。



※ 状態が改善し、非該当になった場合でも、必要な生活援助サービスが受けられるよう、NPOによる家事援助サービス等(全額利用者負担)の普及等を図っている。

【施策の効果】

- 利用者は、要介護状態・要支援状態・介護予防事業対象状態・非該当状態を通じて、生活援助サービス・予防サービスの提供を受けることが可能。このため、利用者は、安心して在宅生活を送ることが可能。
- 要介護者・要支援者から介護予防事業対象者・非該当に移行しても、ニーズに応じた生活援助サービス・予防サービスの提供を受けることが可能。このため、自立支援型のケアマネジメントの実施とあいまって、利用者は要介護状態・要支援状態の軽減を志向するようになり、介護予防に向けた取組を推進できる。
- 事業費化するとともに、予防の取組が推進されることにより、費用の適正化が図られる。

権利擁護に関するD区の取り組み

(市民後見推進の取組事例①)

市民後見活動を首長申立に限定するケース

D区成年後見支援センター(区社協に委託)

○ 事業概要

(相談、利用支援等の業務)

- ・ 法律相談
弁護士等による成年後見制度に関する相談窓口の設置(月2回)
- ・ 成年後見制度利用支援
加齢等により成年後見等の手続きが困難な方への必要書類の確認等の支援
- ・ 専門職後見人に関する情報提供

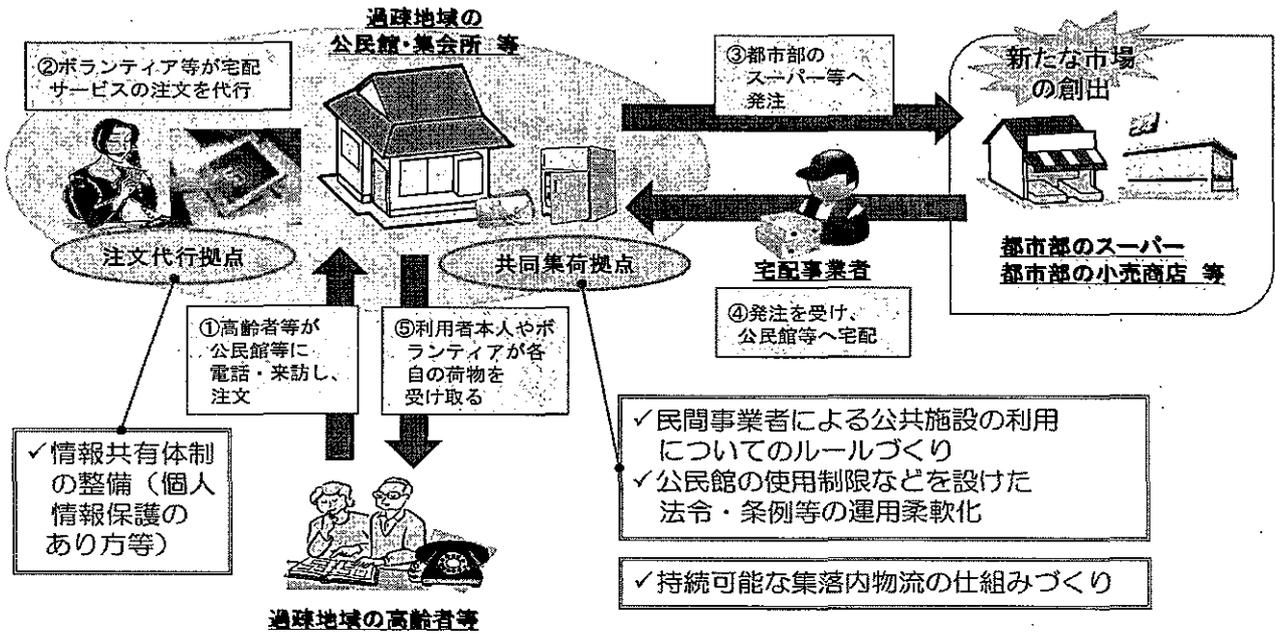
(市民後見に関する人材育成等の業務)

- ・ 市民後見に関する人材の育成
個人で成年後見人を受任できる区民後見人を育成
(参考) 研修時間(50時間)
- ・ 後見活動が可能と見込まれる案件について家庭裁判所に区民後見人候補者を推薦
- ・ 区民後見人が選任された場合に、後見活動に関する相談などの支援を行う。
区社協が後見監督人に選任
後見活動は区長申立案件に限定

(参考)

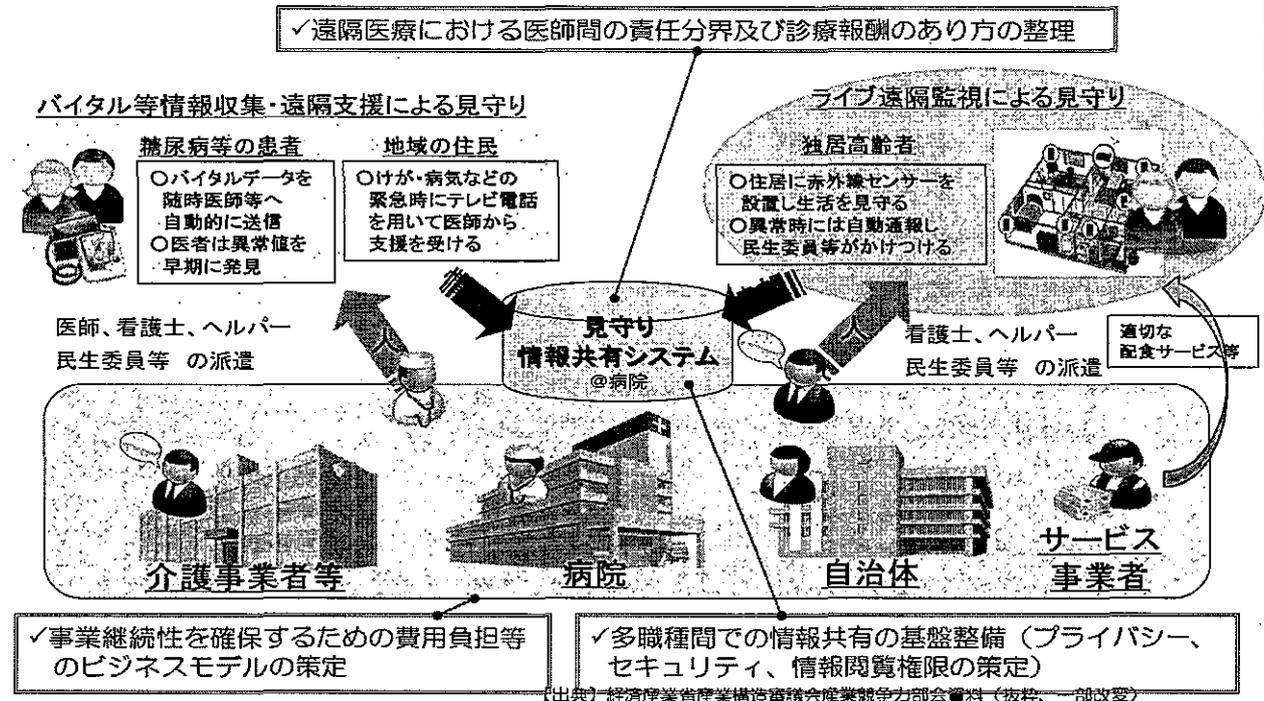
受任者累計 25人(平成18年度～21年度)

(過疎地域における買い物等支援サービス)



【出典】経済産業省産業構造審議会産業競争力部会資料（抜粋）

(中山間地域等における生活の見守りサービスの創出)



参考資料 3

(参考) 計画策定業務にかかる生活支援ソフト（仮称）の活用例（イメージ）

1 介護保険サービス

(1) 認定者数の推計

介護サービスのニーズ推計では、前提として認定者数の推計が必要となるが、ニーズ調査の結果から、現状で明らかに生活機能が高いと考えられる認定者や逆に機能がかなり低下していると考えられる二次予防事業対象者がわかる。

そこで、こうした者を生活支援ソフトで抽出し、可能な限りその生活実態を把握することで、今後の認定者数推計に反映することが可能となる。具体的には、自立に近い認定者の数と、逆に要支援・介護状態に近い一般高齢者・二次予防事業対象者数を比較しながら、将来的な認定率を調整することで、より実態に近い認定者数推計が可能となると考えられる。

生活支援ソフトでの該当者の抽出例は、以下のとおり。

①生活支援ソフトのメニューで「表示項目設定」をクリックして選択する。

SEQ	個人CD	調査日	地区CD	地区名称	生年月日	性別	年齢	郵便番号	住所1	住所2	カナ氏名	漢字氏名	要介護区分	所得区分	特別KEY	電話番号
4	1	0000000001	H22/07/13	1	神宮前	T12/08/23	女	85	XXXX-XXXX	情報市大橋三-10-1	XXXX シズエ	XX シズエ	要支援1	第1段階	365	XX-XX
5	2	0000000004	H22/06/30	1	神宮前	T14/01/20	女	85	XXXX-XXXX	情報市大橋三-10-3	XXXX ヨシエ	XX ヨシエ	要支援2	第2段階	205	XX-XX
6	3	0000000006	H22/07/05	1	神宮前	T14/12/08	女	84	XXXX-XXXX	情報市大橋二-10-8	XXXX サチ子	XX 定子	要支援1	第5段階	588	XXXXXX
7	4	0000000008	H22/07/07	1	神宮前	T06/01/17	男	83	XXXX-XXXX	情報市大橋二-4-38	XXXX トスロ	XX 義生	要支援1	第6段階	541	XXXXXX
8	5	0000000009	H22/07/05	1	神宮前	T12/02/11	女	87	XXXX-XXXX	情報市大橋二-8-6	XXXX 三子	XX ヨシ子	要支援1	第2段階	251	XXXXXX
9	6	0000000011	H22/07/01	1	神宮前	S14/11/28	女	70	XXXX-XXXX	情報市大橋二-13-2	XXXX 三子	XX 洋子	要支援2	特別第4段	69	XX-XX
10	7	0000000014	H22/07/08	1	神宮前	S14/07/08	女	71	XXXX-XXXX	情報市大橋二-4-3	XXXX 三子	XX スガ子	要支援2	第2段階	375	XXXXXX
11	8	0000000016	H22/07/28	1	神宮前	S06/04/01	女	79	XXXX-XXXX	情報市大橋二-8-8	XXXX 初子	XX 孝子	要支援2	第6段階	139	XX-XX
12	9	0000000017	H22/07/15	1	神宮前	T11/11/28	女	87	XXXX-XXXX	情報市大橋一-7-12	XXXX ナツ子	XX 千鶴	要支援1	第2段階	683	XXXXXX
13	10	0000000018	H22/07/01	1	神宮前	S17/03/14	女	68	XXXX-XXXX	情報市東大橋五-1-1	XXXX トヨ子	XX トヨ子	要支援1	第1段階	109	XX-XX
14	11	0000000020	H22/07/03	1	神宮前	T04/05/10	女	95	XXXX-XXXX	情報市東大橋三-10-	XXXX マチ	XX マツ子	要支援1	特別第4段	224	XXXXXX
15	12	0000000023	H22/07/01	1	神宮前	S07/03/30	女	78	XXXX-XXXX	情報市東大橋六-7-	XXXX テル子	XX テル子	要支援1	第1段階	455	XXXXXX
16	13	0000000025	H22/07/01	1	神宮前	S06/01/04	女	79	XXXX-XXXX	情報市東大橋五-1-	XXXX ルイ	XX ルイ子	要支援2	第1段階	285	XXXXXX
17	14	0000000026	H22/07/27	1	神宮前	T14/08/26	男	74	XXXX-XXXX	情報市東大橋三-7-	XXXX ナツ子	XX 義雄	要支援2	第3段階	320	XX-XX
18	15	0000000029	H22/07/07	1	神宮前	S09/06/20	女	76	XXXX-XXXX	情報市東大橋二-13-	XXXX ナツ子	XX 信子	要支援2	第2段階	62	XX-XX
19	16	0000000031	H22/07/26	1	神宮前	S11/01/10	女	74	XXXX-XXXX	情報市宮市町11-5	XXXX ナツ子	XX 文子	要支援1	特別第4段	321	XXXXXX
20	17	0000000033	H22/07/05	1	神宮前	S05/03/01	女	80	XXXX-XXXX	情報市宮市町5-24	XXXX ナツ子	XX 昭子	要支援1	第5段階	286	XXXXXX
21	18	0000000034	H22/07/06	1	神宮前	T12/03/28	女	87	XXXX-XXXX	情報市宮市町9-3	XXXX ナツ子	XX ナツ子	要支援1	第2段階	209	XXXXXX
22	19	0000000036	H22/07/01	1	神宮前	S11/06/24	女	74	XXXX-XXXX	情報市宮市町10-11	XXXX ナツ子	XX 和代	要支援2	第3段階	172	XX-XX
23	20	0000000038	H22/07/06	1	神宮前	T08/11/07	女	89	XXXX-XXXX	情報市宮市町9-13	XXXX ナツ子	XX 保子	要支援2	第2段階	503	XXXXXX
24	21	0000000041	H22/06/30	1	神宮前	S14/02/03	女	71	XXXX-XXXX	情報市大橋三-6-30	XXXX ナツ子	XX ナツ子	要支援2	第6段階	629	XXXXXX
25	22	0000000043	H22/07/13	1	神宮前	T13/01/05	女	86	XXXX-XXXX	情報市南大橋二-11	XXXX ナツ子	XX 美代子	要支援1	特別第4段	92	XXXXXX
26	23	0000000045	H22/06/30	1	神宮前	S04/06/06	女	80	XXXX-XXXX	情報市中央三-3-11	XXXX ナツ子	XX 幹子	要支援1	第2段階	175	XXXXXX
27	24	0000000046	H22/07/05	1	神宮前	S07/02/20	女	78	XXXX-XXXX	情報市中央三-4-32	XXXX ナツ子	XX 真子	要支援1	第2段階	653	XXXXXX
28	25	0000000047	H22/07/06	1	神宮前	T14/03/06	女	85	XXXX-XXXX	情報市中央三-5-6	XXXX ナツ子	XX ナツ子	要支援1	第1段階	357	XXXXXX
29	26	0000000049	H22/07/05	1	神宮前	T07/10/11	男	91	XXXX-XXXX	情報市中央三-4-32	XXXX ナツ子	XX 三次	要支援2	第3段階	604	XXXXXX
30	27	0000000050	H22/07/01	1	神宮前	T14/01/11	女	85	XXXX-XXXX	情報市大橋三-14-1	XXXX ナツ子	XX 幸	要支援1	第2段階	29	XXXXXX

②必要な基本情報（地区名称、性別、年齢、住所、漢字氏名、要介護区分など）、得点・評価（ADL得点、ADL判定不能者）の各項目を選択して、OKをクリックする。

③データが表示されたら、生活支援ソフト（エクセル）のフィルター機能で、要介護区分は「(空白以外のセル)」(認定者)を、ADL得点は「100」を指定する。圏域ごとに抽出するには地区名称を指定する。

④ ADL得点が100点の認定者が表示されるので、メニューの「SEQ振直」をクリックすると、一覧表の左端のSEQ欄の数字が連番にカウントし直され、該当者数がわかる。

Microsoft Excel - 認定者START-10.xls

項目選択中

-平成22年版-

表示項目設定 帳票出力 7/97-7/97 SEQ振直 続字削除

前データ 後データ

SEQ	個人ID	地区名	性別	年齢	住所1	漢字氏名	要介護区分	所得区分	電話番号	ADL得点	DL判定 可能者
1	000000041	神宮前	女	71	情報市大橋	××トシ子	要支援2	第5段階	XX-XXXX	100	0
2	000000050	神宮前	女	65	情報市大橋	××幸	要支援1	第2段階	XXXX-XX-	100	0
3	000000007	神宮前	女	70	情報市行幸	××秋子	要支援2	特別第4段	XXXX-XX-	100	0
4	000000096	神宮前	男	68	情報市西島	××豊	要支援1	第5段階	XXXX-XX-	100	0
5	000000141	神宮前	男	84	情報市南大	××定朗	要支援1	第5段階	XXXX-XX-	100	0
6	000000142	神宮前	男	67	情報市南大	××洋	要支援1	第5段階	XXXX-XX-	100	0
7	000000151	神宮前	女	87	情報市門前	××キヨ	要支援2	第2段階	XX-XXXX	100	0
8	000000153	神宮前	女	93	情報市控田	××和	要支援1	第2段階	XX-XXXX	100	0
9	000000167	神宮前	女	70	情報市南大	××キヨ子	要支援1	第2段階	XX-XXXX	100	0
10	000000177	神宮前	男	74	情報市中央	××鶴夫	要支援1	第5段階	XX-XXXX	100	0
11	000000179	神宮前	男	76	情報市南大	××昌義	要支援1	第5段階	XXXX-XXXX	100	0
12	000000182	神宮前	女	84	情報市南大	××ユキエ	要支援1	第2段階	XXXX-XX-	100	0
13	000000213	神宮前	男	83	情報市大橋	××忠信	要支援1	第3段階	XX-XXXX	100	0
14	000000236	神宮前	女	73	情報市大守	××節子	要支援1	特別第4段	XXXX-XX-	100	0
15	000000252	神宮前	女	80	情報市大守	××ヒサコ	要支援1	特別第4段	XXXX-XX-	100	0
16	000000269	神宮前	男	87	情報市大守	××泰明	要支援1	第3段階	XXXX-XX-	100	0
17	000000272	神宮前	女	84	情報市大守	××富子	要支援1	第1段階	XXXX-XX-	100	0
18	000000313	神宮前	女	82	情報市大守	××千恵子	要支援1	特別第4段	XX-XXXX	100	0
19	000000342	神宮前	女	81	情報市大守	××良子	要支援1	特別第4段	XX-XXXX	100	0
20	000000381	神宮前	女	83	情報市大守	××シズ子	要支援2	第2段階	XXXX-XX-	100	0
21	000000389	神宮前	女	78	情報市大守	××ヨウコ	要支援1	特別第4段	XXXX-XX-	100	0
22	000000391	神宮前	女	82	情報市大守	××スエ	要支援1	第5段階	XXXX-XX-	100	0
23	000000399	神宮前	女	69	情報市大守	××アツコ	要支援1	特別第4段	XX-XXXX	100	0
24	000000400	神宮前	女	92	情報市大守	××マユ	要支援1	特別第4段	XX-XXXX	100	0
25	000000402	神宮前	女	85	情報市大守	××麻子	要支援1	特別第4段	XXXX-XX-	100	0
26	000000435	神宮前	男	83	情報市南大	××昭和	要支援1	第5段階	XX-XXXX	100	0
27	000000475	神宮前	男	87	情報市泉生	××秋夫	要支援2	第3段階	XXXX-XX-	100	0
28	000000482	神宮前	女	88	情報市泉生	××三枝	要支援1	第2段階	XX-XXXX	100	0
29	000000486	神宮前	女	77	情報市西島	××ヒロコ	要支援2	第5段階	XXXX-XX-	100	0
30	000000535	神宮前	男	65	情報市大守	××ヤスオ	要支援1	第5段階	XXXX-XX-	100	0
31	000000543	神宮前	女	81	情報市大守	××信子	要支援2	特別第4段	XXXX-XX-	100	0
32	000000575	神宮前	女	75	情報市大守	××百合子	要支援1	第2段階	XX-XXXX	100	0
33	000000586	神宮前	女	87	情報市大守	××ヤチエ	要支援1	特別第4段	XXXX-XX-	100	0
34	000000656	神宮前	女	79	情報市大守	××ミチエ	要支援1	第2段階	XX-XXXX	100	0
35	000000666	神宮前	女	77	情報市大守	××ミチヨ	要支援2	特別第4段	XX-XXXX	100	0
36	000000673	神宮前	男	91	情報市大守	××優理	要支援1	第5段階	XXXX-XX-	100	0
37	000000704	神宮前	女	70	情報市大守	××泰子	要支援2	第3段階	XX-XXXX	100	0
38	000000720	神宮前	女	77	情報市大守	××アキコ	要支援1	第3段階	XX-XXXX	100	0
39	000000721	神宮前	男	85	情報市大守	××正	要支援1	第5段階	XX-XXXX	100	0
40	000000726	神宮前	女	71	情報市大守	××謙二	要支援1	第5段階	XXXX-XX-	100	0

⑤メニューで「帳票出力」(↑上図参照)をクリックして選択すると、以下のようなメッセージが出るので、そのまま「OK」をクリック。

出力選択

帳票種類を選択し、「下のリストの中から出力したい帳票を選択して」OKボタンを押してください。

帳票名:
個人台帳

表示中のデータを出力 マウスで選択したデータのみ出力

グラフ表示あり

OK キャンセル

⑥個人台帳が表示されるので（プリントアウトも可能）、担当する地域包括支援センターで内容などを閲覧し、その他の情報と照合するなどにより、今回の調査結果の妥当性などを判断する。

The screenshot shows a Microsoft Excel spreadsheet titled '日常生活圏域ニーズ調査 個人台帳' (Daily Life Area Needs Survey Individual Record). The spreadsheet is divided into several sections:

- 個人台帳 (Individual Record):** Contains personal information such as name, address, age, and gender.
- 評価結果 (Evaluation Results):** A table with columns for '項目' (Item), '1次評価' (1st Evaluation), '2次評価' (2nd Evaluation), and '3次評価' (3rd Evaluation). It lists various ADL (Activities of Daily Living) items and their corresponding scores.
- 回答内容 (Response Content):** A table with columns for '項目' (Item), '回答' (Response), and '備考' (Remarks). It contains the respondent's answers to the survey questions.

⑦同様に③の生活支援ソフトのフィルターのオプションで、要介護区分は「(空白)」(未認定者)を、またADL得点判定不能は「0」(有効回答のあった者)、ADL得点は「60」以下を指定すると、ADL得点の比較的低い一般高齢者（二次予防事業対象者）がわかるので、⑥と同様に個々に今回の調査結果の妥当性などを判断する。

The screenshot shows a Microsoft Excel spreadsheet titled '平成22年度版' (Heisei 22 Edition). The spreadsheet contains a table with the following columns:

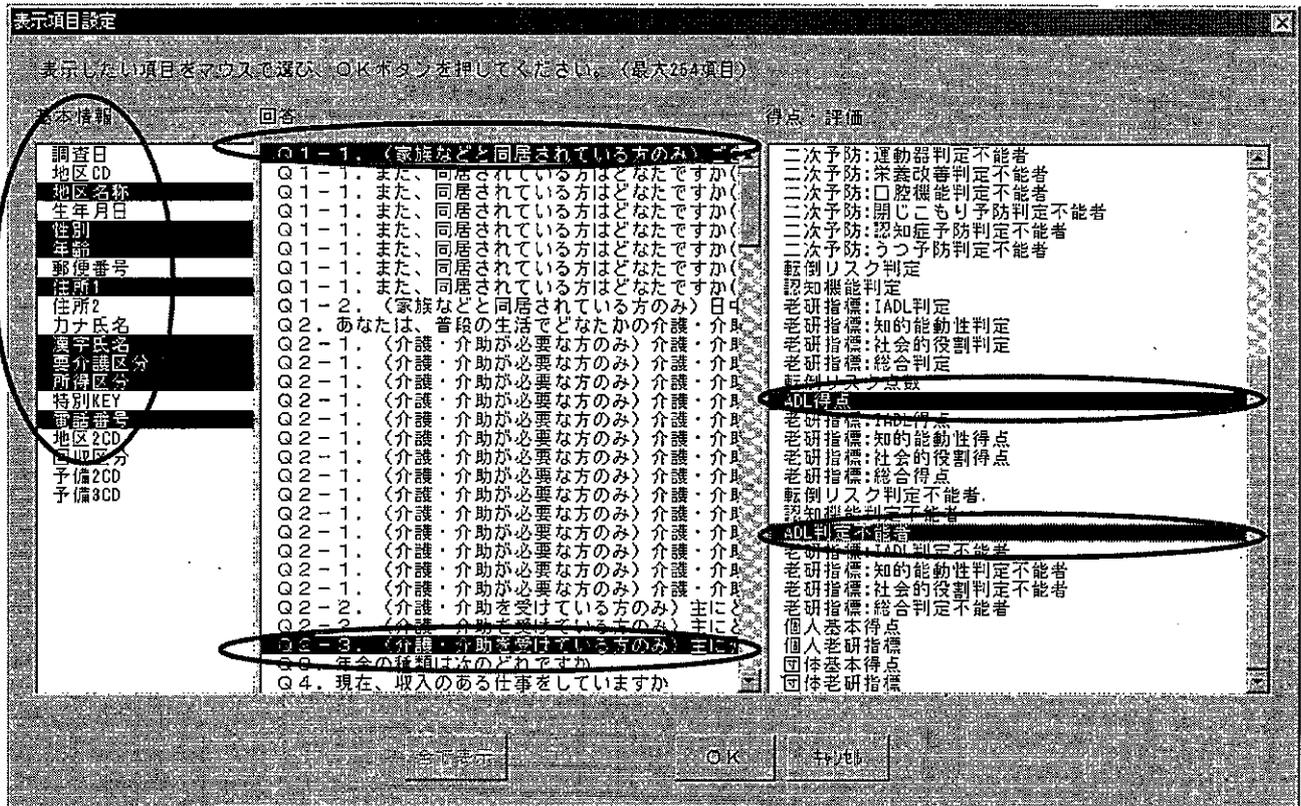
- SEQ
- 個人CD
- 地区名称
- 性別
- 年齢
- 住所
- 漢字氏名
- 要介護区分
- 所得区分
- 電話番号
- ADL得点
- ADL判定不能者

The table lists individual records with their respective data points. A red circle highlights a specific row (SEQ 2177) where the ADL score is 0 and the ADL judgment is '判定不能' (Judgment cannot be made).

(2) 介護の必要性の高い在宅の高齢者の生活実態の把握

日常生活で大部分介助が必要と考えられる高齢者で、一人暮らしまたは介護者が高齢（例えば 75 歳以上）の高齢者について、生活支援ソフトを活用した該当者の抽出例は、以下のとおり。

- ①生活支援ソフトのメニューで表示項目設定をクリックし、必要な基本情報（地区、性別、年齢、住所、漢字氏名、要介護区分など）、回答（問1-Q1、Q2-3）、得点・評価（ADL得点、ADL判定不能者）の各項目をクリックして選択する。



②データが表示されたら、同様にフィルター機能で、要介護区分は「空白以外」（認定者）を
 家族構成は、「一人暮らし」を、ADL判定不能者は「0」（有効回答のあった者）を、またADL得
 点はオートフィルターで「40」以下を指定する。

SEQ	個人CD	地区名称	性別	年齢	住所1	漢字氏名	要介護区分	所得区分	電話番号	Q1-家族構成をお教えください	Q2-3. (介護・介助を受けている方のみ)主に介護・介助している方の年齢は、次のどれですか	ADL得点	ADL判定不能者
1	000000001	關城1	女	86	情報市大橋	シズ	要支援1	第1段階	XX-XXXX	一人暮らし	02-3.	80	0
2	000000004	關城1	女	85	情報市大橋	ヨシ	要支援2	第2段階	XX-XXXX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	75	0
3	000000008	關城2	女	84	情報市大橋	定子	要支援1	第5段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	68	0
4	000000008	關城3	男	93	情報市大橋	泰生	要支援1	第6段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	90	0
5	000000009	關城3	女	87	情報市大橋	ヨシ子	要支援1	第2段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	75	0
6	000000011	關城2	女	70	情報市大橋	洋子	要支援2	特別第4段	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	75	0
7	000000014	關城3	女	71	情報市大橋	スガ	要支援2	第2段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	80	0
8	000000015	關城1	女	79	情報市大橋	孝子	要支援2	第5段階	XX-XXXX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	55	0
9	000000017	關城2	女	87	情報市大橋	千穂	要支援1	第2段階	XX-XXXX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	85	0
10	000000019	關城3	女	68	情報市東大	トヨコ	要支援1	第1段階	XX-XXXX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	95	0
11	000000023	關城3	女	95	情報市東大	マツコ	要支援1	特別第4段	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	90	0
13	000000025	關城3	女	79	情報市東大	ルイ	要支援2	第1段階	XX-XXXX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	70	0
14	000000028	關城3	男	84	情報市東大	祐雄	要支援2	第3段階	XX-XXXX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	85	0
15	000000029	關城2	女	76	情報市東大	信子	要支援2	第3段階	XX-XXXX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	90	0
16	000000031	關城3	女	74	情報市宮前	文子	要支援1	特別第4段	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	95	0
17	000000033	關城1	女	80	情報市宮前	昭子	要支援1	第5段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	90	0
18	000000034	關城2	女	87	情報市宮前	シズ	要支援1	第2段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	85	0
19	000000036	關城3	女	74	情報市宮前	和代	要支援2	第1段階	XX-XXXX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	90	0
20	000000038	關城3	女	89	情報市宮前	保子	要支援2	第2段階	XX-XXXX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	85	0
21	000000041	關城2	女	71	情報市大橋	トシ子	要支援2	第6段階	XX-XXXX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	100	0
22	000000043	關城3	女	86	情報市南大	美代	要支援1	特別第4段	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	85	0
23	000000046	關城2	女	78	情報市中央	貞子	要支援1	第2段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	90	0
24	000000047	關城3	女	65	情報市中央	アツ	要支援1	第1段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	75	0
25	000000049	關城1	男	91	情報市中央	三次	要支援2	第3段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	80	0
26	000000050	關城2	女	65	情報市大橋	幸	要支援1	第3段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	100	0
27	000000051	關城3	女	90	情報市大橋	フミ	要支援1	第3段階	XX-XXXX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	80	0
28	000000053	關城3	女	75	情報市大橋	幸子	要支援1	第2段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	80	0
29	000000055	神宮前	男	96	情報市行業	賢祐	要支援1	第5段階	XX-XXXX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	65	0
30	000000058	神宮前	男	91	情報市行業	賢祐	要支援1	第3段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	75	0
31	000000064	神宮前	女	96	情報市行業	フミ子	要支援1	特別第4段	XX-XXXX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	95	0

④ADL得点が40点以下の認定者が表示されるので、メニューの「SEQ振直」をクリックすると、一覧表の左端のSEQ欄の数字が連番にカウントし直され、該当者数がわかる。2人暮らしで、介護者が75歳以上の認定者についても同様に抽出する。

SEQ	個人CD	地区名称	性別	年齢	住所1	漢字氏名	要介護区分	所得区分	電話番号	Q1-家族構成をお教えください	Q2-3. (介護・介助を受けている方のみ)主に介護・介助している方の年齢は、次のどれですか	ADL得点	ADL判定不能者
1	000000038	關城3	女	89	情報市宮前	保子	要支援2	第2段階	XX-XXXX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	45	0
2	0000000120	神宮前	女	90	情報市大橋	キズ	要支援2	第2段階	XX-XXXX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	4	0
3	0000000152	神宮前	女	87	情報市大橋	久子	要支援2	特別第4段	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	0	0
4	0000000211	神宮前	女	95	情報市南大	クミ子	要支援2	特別第4段	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	3	0
5	0000000212	神宮前	女	92	情報市南大	フミ子	要支援2	第2段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	2	0
6	0000000285	神宮前	男	85	情報市大橋	カシ	要支援2	第6段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	2	0
7	0000000309	神宮前	女	97	情報市大橋	文子	要支援1	特別第4段	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	3	0
8	0000000378	神宮前	女	84	情報市大橋	和恵	要支援2	特別第4段	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	2	0
9	0000000424	神宮前	男	70	情報市大橋	隆夫	要支援2	特別第4段	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	2	0
10	0000000530	神宮前	男	89	情報市南大	美次	要支援2	第5段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	3	0
11	0000000613	神宮前	女	85	情報市大橋	ユクエ	要支援1	特別第4段	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	3	0
12	0000000652	神宮前	男	89	情報市大橋	マスオ	要支援1	第6段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	0	0
13	0000000657	神宮前	男	85	情報市大橋	文生	要支援2	第5段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	4	0
14	0000000683	神宮前	男	90	情報市大橋	ハチ子	要支援2	第5段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	2	0
15	0000000691	神宮前	男	86	情報市大橋	タイ	要支援2	第2段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	2	0
16	0000000780	神宮前	女	76	情報市行業	政博	要支援2	第3段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	2	0
17	0000000782	神宮前	女	77	情報市行業	保子	要支援1	特別第4段	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	2	0
18	0000000806	神宮前	女	76	情報市行業	繁子	要支援2	特別第4段	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	2	0
19	0000001243	神宮前	女	89	情報市東大	マツエ	要支援1	特別第4段	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	0	0
20	0000002891	神宮前	男	76	情報市大橋	カオル	要支援2	第2段階	XXXX-XX	一人暮らし	介護・介助を受けている方	0	0

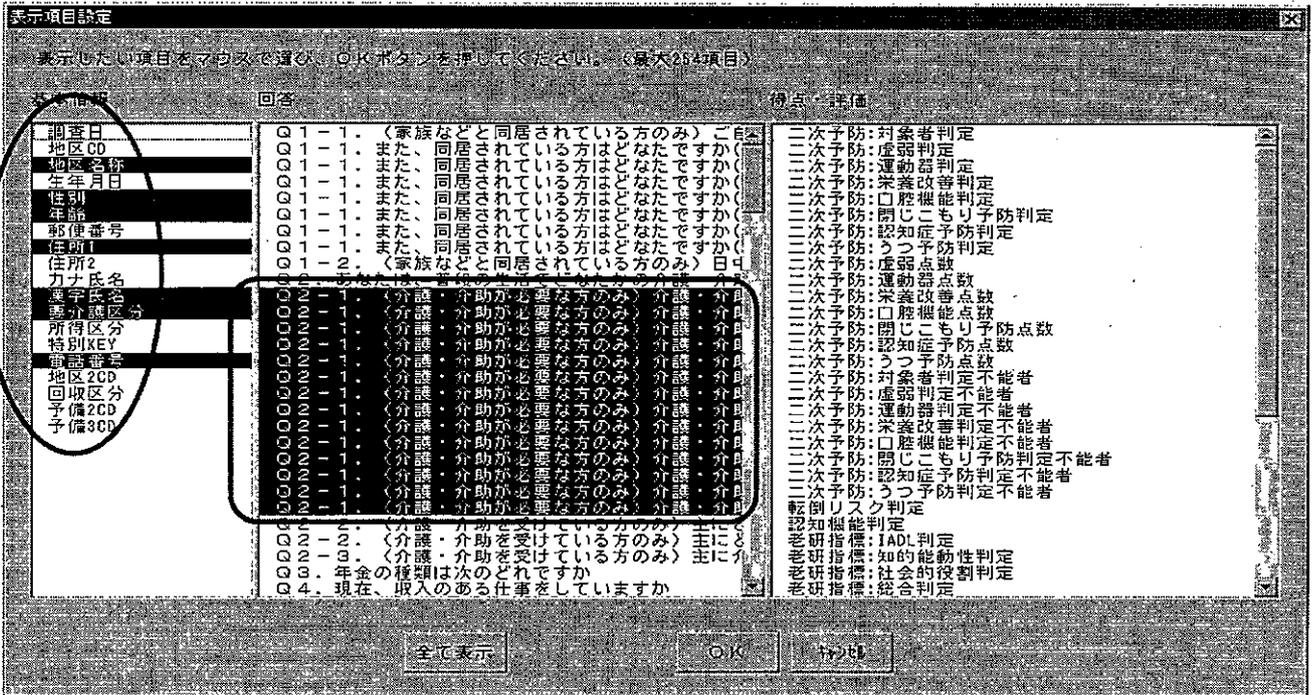
(3) 原因別認定者数

要介護（要支援）認定者がどうい原因で要介護状態になったかは、介護保険サービスの利用に大きく影響するため、サービス基盤の整備や事業者選択の重要な基礎資料となる。

このため、計画策定にあたっては、主に認定者がどうい原因で要介護に至ったかを把握しておくことも重要である。

生活支援ソフトでの操作方法は以下のとおり。

- ①生活支援ソフトの表示項目設定で、表示したい基本情報（属性など）、回答（問1-Q2-1）を指定する。



②データが表示されたら、フィルターオプションで、要介護区分は「要支援1」または「要支援2」、問1-Q2-1脳卒中（脳出血・脳梗塞等）は「○」を選択する。

Microsoft Excel - 平成22年度版 -

項目選択中

-平成22年度版-

←前データ 後データ→

SEQ	個人CD	地区名称	性別	年齢	住所1	漢字氏名	要介護区分	電話番号	Q2-1. (介護・介 助が必要 な方のみ)介護 介助が必要 になった主 な原因はな んですか(脳 卒中(脳出 血・脳梗塞 等))	Q2-1. (介護・介 助が必要 な方のみ)介護 介助が必要 になった主 な原因はな んですか(心 臓病)	Q2-1. (介護・介 助が必要 な方のみ)介護 介助が必要 になった主 な原因はな んですか(呼 吸器の病 気(肺炎・ 肺癌等))	Q2-1. (介護・介 助が必要 な方のみ)介護 介助が必要 になった主 な原因はな んですか(関 節の病気 (リウマチ 等))	Q2-1. (介護・介 助が必要 な方のみ)介護 介助が必要 になった主 な原因はな んですか(認 知症(アル ツハイマ ー病等))	Q2-1. (介護・介 助が必要 な方のみ)介護 介助が必要 になった主 な原因はな んですか(一 般性 認知症)	Q2-1. (介護・介 助が必要 な方のみ)介護 介助が必要 になった主 な原因はな んですか(尿 路系病)
1	0000000001	神宮前	女	86	情報市大橋	シズエ	要支援1	XX-XXXX	○						
2	0000000004	神宮前	女	85	情報市大橋	ヨシエ	要支援2	XX-XXXX	○						
3	0000000005	神宮前	女	84	情報市大橋	定子	要支援1	XXXX-XX-XX	○						
4	0000000008	神宮前	男	83	情報市大橋	泰生	要支援1	XXXX-XX-XX	○						
5	0000000009	神宮前	女	87	情報市大橋	ヨシ子	要支援1	XXXX-XX-XX	○						
6	0000000011	神宮前	女	70	情報市大橋	洋子	要支援2	XX-XXXX	○						
7	0000000014	神宮前	女	71	情報市大橋	スガコ	要支援2	XXXX-XX-XX	○						
8	0000000016	神宮前	女	79	情報市大橋	寿子	要支援2	XX-XXXX	○						
9	0000000017	神宮前	女	87	情報市大橋	千鶴	要支援1	XX-XXXX	○						
10	0000000018	神宮前	女	88	情報市大橋	トヨコ	要支援1	XX-XXXX	○						
11	0000000020	神宮前	女	85	情報市大橋	マツ子	要支援1	XXXX-XX-XXXX	○						
12	0000000023	神宮前	女	78	情報市大橋	テル子	要支援1	XXXX-XX-XXXX	○						
13	0000000025	神宮前	女	79	情報市大橋	ルイ子	要支援2	XX-XXXX	○						
14	0000000026	神宮前	男	84	情報市大橋	福雄	要支援2	XX-XXXX	○						
15	0000000029	神宮前	女	76	情報市大橋	信子	要支援2	XX-XXXX	○						
16	0000000031	神宮前	女	74	情報市宮市	文子	要支援1	XXXX-XX-XXXX	○						
17	0000000033	神宮前	女	80	情報市宮市	昭子	要支援1	XXXX-XX-XXXX	○						
18	0000000034	神宮前	女	87	情報市宮市	シズ子	要支援1	XXXX-XX-XXXX	○						
19	0000000036	神宮前	女	74	情報市宮市	和代	要支援2	XX-XXXX	○						
20	0000000038	神宮前	女	89	情報市宮市	保子	要支援2	XX-XXXX	○						
21	0000000041	神宮前	女	71	情報市大橋	トシ子	要支援2	XX-XXXX	○						
22	0000000043	神宮前	女	86	情報市大橋	美代子	要支援1	XXXX-XX-XXXX	○						
23	0000000045	神宮前	女	80	情報市中央	初絵子	要支援1	XXXX-XX-XXXX	○						
24	0000000046	神宮前	女	78	情報市中央	貞子	要支援1	XXXX-XX-XXXX	○						
25	0000000047	神宮前	女	85	情報市中央	アヤ子	要支援1	XXXX-XX-XXXX	○						
26	0000000049	神宮前	男	91	情報市中央	三次	要支援2	XXXX-XX-XXXX	○						
27	0000000050	神宮前	女	85	情報市大橋	幸	要支援1	XXXX-XX-XX	○						

③脳卒中が主な介護原因と回答した対象者の一覧が表示されるので、メニューの「SEQ振直」をクリックして該当者数を確認する。同様に他の介護原因についても確認する。要介護区分で「要介護」を選択すれば要介護者が原因別に抽出ができる。

Microsoft Excel - 平成22年度版 -

項目選択中

-平成22年度版-

←前データ 後データ→

SEQ	個人CD	地区名称	性別	年齢	住所1	漢字氏名	要介護区分	電話番号	Q2-1. (介護・介 助が必要 な方のみ)介護 介助が必要 になった主 な原因はな んですか(脳 卒中(脳出 血・脳梗塞 等))	Q2-1. (介護・介 助が必要 な方のみ)介護 介助が必要 になった主 な原因はな んですか(心 臓病)	Q2-1. (介護・介 助が必要 な方のみ)介護 介助が必要 になった主 な原因はな んですか(呼 吸器の病 気(肺炎・ 肺癌等))	Q2-1. (介護・介 助が必要 な方のみ)介護 介助が必要 になった主 な原因はな んですか(関 節の病気 (リウマチ 等))	Q2-1. (介護・介 助が必要 な方のみ)介護 介助が必要 になった主 な原因はな んですか(認 知症(アル ツハイマ ー病等))	Q2-1. (介護・介 助が必要 な方のみ)介護 介助が必要 になった主 な原因はな んですか(一 般性 認知症)	Q2-1. (介護・介 助が必要 な方のみ)介護 介助が必要 になった主 な原因はな んですか(尿 路系病)
1	0000000011	神宮前	女	70	情報市大橋	洋子	要支援2	XX-XXXX	○						
2	0000000014	神宮前	女	71	情報市大橋	スガコ	要支援2	XXXX-XX-XX	○						
3	0000000038	神宮前	女	85	情報市宮市	保子	要支援2	XX-XXXX	○						
4	0000000050	神宮前	男	85	情報市大橋	幸	要支援1	XXXX-XX-XX	○						
5	0000000058	神宮前	女	81	情報市行基	陽子	要支援1	XXXX-XX-XX	○						
6	0000000076	神宮前	女	81	情報市西宮	富美子	要支援1	XX-XXXX	○						
7	0000000094	神宮前	女	73	情報市西宮	幸春	要支援2	XXXX-XX-XX	○						
8	0000000107	神宮前	女	79	情報市大橋	テツ子	要支援1	XXXX-XX-XX	○						
9	0000000113	神宮前	女	86	情報市大橋	麻子	要支援2	XXXX-XX-XX	○						
10	0000000118	神宮前	男	84	情報市門前	三郎	要支援1	XX-XXXX	○						
11	0000000135	神宮前	男	77	情報市南大	希次	要支援2	XXXX-XX-XX	○						
12	0000000170	神宮前	女	74	情報市南大	ミチ子	要支援1	XX-XXXX	○						
13	0000000172	神宮前	女	85	情報市南大	善信	要支援1	XXXX-XX-XX	○						
14	0000000188	神宮前	男	78	情報市南大	タイ子	要支援2	XXXX-XX-XX	○						
15	0000000193	神宮前	女	82	情報市門前	清子	要支援1	XX-XXXX	○						
16	0000000206	神宮前	女	83	情報市中央	健児	要支援2	XXXX-XX-XX	○						
17	0000000219	神宮前	女	76	情報市北東	秀子	要支援2	XXXX-XX-XX	○						
18	0000000228	神宮前	女	76	情報市大橋	ユリエ	要支援1	XX-XXXX	○						
19	0000000233	神宮前	男	88	情報市大橋	タダ子	要支援2	XX-XXXX	○						

2 二次予防事業（運動器該当者数）

①表示項目設定で、表示したい基本情報（属性、要介護区分など）、得点・評価（二次予防：運動器判定など）を選択する。

②データが表示されたら、要介護区分で「空白」（未認定者）、二次予防：運動器判定で「該当」を選択する。

Microsoft Excel - 母集団START-04.xls

項目選択中

-平成22年度版-

SEQ	個人CD	地区名称	性別	年齢	住所1	漢字氏名	要介護区分	電話番号	二次予防：対象者判定	二次予防：衰弱判定	二次予防：運動器判定	二次予防：栄養改善判定	二次予防：口腔機能判定	二次予防：認知症判定	二次予防：うつ判定
847	84	0000000130	神宮前	男	79	情報市南大	〇	〇〇-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
848	191	0000000273	神宮前	男	76	情報市大宇	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
849	378	0000000539	神宮前	女	81	情報市大宇	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
850	568	0000000823	神宮前	女	82	情報市行幸	〇	〇〇-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
851	585	0000000866	神宮前	女	83	情報市大橋	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
852	586	0000000869	神宮前	女	81	情報市大橋	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
853	597	0000000870	神宮前	女	78	情報市大橋	〇	〇〇-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
854	598	0000000871	神宮前	女	72	情報市大橋	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
855	599	0000000872	神宮前	女	78	情報市宮市	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
856	600	0000000873	神宮前	女	83	情報市宮市	〇	〇〇-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
857	601	0000000874	神宮前	女	72	情報市宮市	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
858	602	0000000875	神宮前	女	76	情報市大橋	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
859	603	0000000876	神宮前	女	74	情報市西大	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
860	604	0000000877	神宮前	男	85	情報市大橋	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
861	605	0000000878	神宮前	男	85	情報市宮市	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
862	606	0000000879	神宮前	女	66	情報市宮市	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
863	607	0000000881	神宮前	女	79	情報市宮市	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
864	608	0000000883	神宮前	女	91	情報市大橋	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
865	609	0000000884	神宮前	女	83	情報市宮市	〇	〇〇-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
866	610	0000000886	神宮前	女	96	情報市大橋	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
867	611	0000000887	神宮前	女	90	情報市大橋	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
868	612	0000000889	神宮前	女	80	情報市大橋	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
869	613	0000000890	神宮前	男	72	情報市行幸	〇	〇〇-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
870	614	0000000890	神宮前	女	82	情報市行幸	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
871	615	0000000890	神宮前	女	75	情報市行幸	〇	〇〇-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
872	616	0000000892	神宮前	女	82	情報市西大	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
873	617	0000000893	神宮前	女	82	情報市西大	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
874	618	0000000894	神宮前	男	85	情報市西大	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
875	619	0000000895	神宮前	男	82	情報市西大	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
876	620	0000000896	神宮前	女	53	情報市西大	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
877	621	0000000897	神宮前	女	84	情報市大橋	〇	〇〇-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
878	622	0000000898	神宮前	女	83	情報市大橋	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
879	623	0000000899	神宮前	女	82	情報市大橋	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
880	624	0000000900	神宮前	女	81	情報市大橋	〇	〇〇-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
881	625	0000000901	神宮前	女	87	情報市西大	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
882	626	0000000902	神宮前	女	75	情報市西大	〇	〇〇-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
883	627	0000000903	神宮前	男	78	情報市中央	〇	〇〇-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意
884	628	0000000904	神宮前	男	66	情報市南大	〇	〇〇〇〇-XX-XXXX	該当	該当	該当	該当			注意

③二次予防事業対象者の一覧表が表示されたら、メニューの「SEQ振直」をクリックして該当者数及び該当者を確認する。

SEQ	個人CD	地区名称	性別	年齢	住所	漢字氏名	要介護区分	電話番号	二次予防対象者判定	二次予防虚偽判定	二次予防運動器判定	二次予防薬改判定	二次予防口腔機能判定	二次予防認知症判定	二次予防うつ判定
1	0000000639	神宮前	女	81	情報市太子	ハナ子		XXXX-XX	該当	該当	該当				
2	0000000666	神宮前	女	83	情報市太子	テルコ		XXXX-XX	該当	該当	該当				
3	0000000672	神宮前	男	78	情報市宮前	邦晴		XXXX-XX	該当	該当	該当				
4	0000000674	神宮前	男	72	情報市宮前	輝子		XXXX-XX	該当	該当	該当				
5	0000000676	神宮前	女	74	情報市宮前	暎子		XXXX-XX	該当	該当	該当				
6	0000000679	神宮前	女	85	情報市宮前	泉子		XXXX-XX	該当	該当	該当				
7	0000000686	神宮前	女	96	情報市太子	美和子		XXXX-XX	該当	該当	該当				
8	0000000687	神宮前	女	80	情報市中央	善久恵		XXXX-XX	該当	該当	該当				
9	0000000688	神宮前	女	82	情報市太子	法子		XXXX-XX	該当	該当	該当				
10	0000000690	神宮前	女	82	情報市行幸	昭子		XXXX-XX	該当	該当	該当				
11	0000000691	神宮前	女	75	情報市行幸	アユコ		XX-XXXX	該当	該当	該当				
12	0000000692	神宮前	女	62	情報市西宮	セツ子		XXXX-XX	該当	該当	該当				
13	0000000693	神宮前	女	82	情報市西宮	敏子		XXXX-XX	該当	該当	該当				
14	0000000696	神宮前	女	93	情報市大橋	日出子		XXXX-XX	該当	該当	該当				
15	0000000697	神宮前	女	84	情報市大橋	ミツコ		XX-XXXX	該当	該当	該当				
16	0000000698	神宮前	女	82	情報市大橋	シロコ		XX-XXXX	該当	該当	該当				
17	0000000699	神宮前	女	75	情報市大橋	シズホ		XX-XXXX	該当	該当	該当				
18	0000000700	神宮前	女	79	情報市南大	セツ子		XXXX-XX	該当	該当	該当				
19	0000000701	神宮前	女	78	情報市南大	シズ子		XXXX-XX	該当	該当	該当				
20	0000000702	神宮前	女	71	情報市南大	アサコ		XXXX-XX	該当	該当	該当				
21	0000000703	神宮前	女	82	情報市中央	アスミ		XXXX-XX	該当	該当	該当				
22	0000000704	神宮前	女	69	情報市中央	秀子		XX-XXXX	該当	該当	該当				
23	0000000705	神宮前	女	83	情報市南大	千寿子		XXXX-XX	該当	該当	該当				
24	0000000706	神宮前	女	82	情報市南大	末子		XXXX-XX	該当	該当	該当				
25	0000000707	神宮前	女	78	情報市南大	優彦		XX-XXXX	該当	該当	該当				
26	0000000708	神宮前	男	76	情報市南大	茂年		XX-XXXX	該当	該当	該当				
27	0000000709	神宮前	女	73	情報市南大	千鶴代		XX-XXXX	該当	該当	該当				
28	0000000710	神宮前	女	69	情報市南大	利恵		XX-XXXX	該当	該当	該当				
29	0000000711	神宮前	女	81	情報市中央	美穂子		XX-XXXX	該当	該当	該当				
30	0000000712	神宮前	女	78	情報市中央	幹枝		XXXX-XX	該当	該当	該当				
31	0000000713	神宮前	女	55	情報市北宮	作秋		XXXX-XXXX	該当	該当	該当				
32	0000000714	神宮前	女	84	情報市北宮	スミ子		XXXX-XX	該当	該当	該当				
33	0000000715	神宮前	女	84	情報市太子	正夫		XX-XXXX	該当	該当	該当				
34	0000000716	神宮前	女	84	情報市太子	京子		XXXX-XX	該当	該当	該当				
35	0000000717	神宮前	女	88	情報市太子	敏樹		XXXX-XX	該当	該当	該当				
36	0000000718	神宮前	女	82	情報市太子	千歳		XXXX-XX	該当	該当	該当				
37	0000000719	神宮前	男	77	情報市太子	真		XX-XXXX	該当	該当	該当				
38	0000000720	神宮前	女	74	情報市太子	アキ		XX-XXXX	該当	該当	該当				

④必要に応じ、メニューの「帳票出力」で台帳を出力する。

日常生活圏域ニーズ調査 個人台帳

個人コード: 0000000000

性別: 男

年齢: 81

住所: 情報市太子

漢字氏名: ハナ子

電話番号: XXXX-XX

要介護区分: 1

二次予防対象者判定: 該当

二次予防虚偽判定: 該当

二次予防運動器判定: 該当

二次予防薬改判定: 該当

二次予防口腔機能判定: 該当

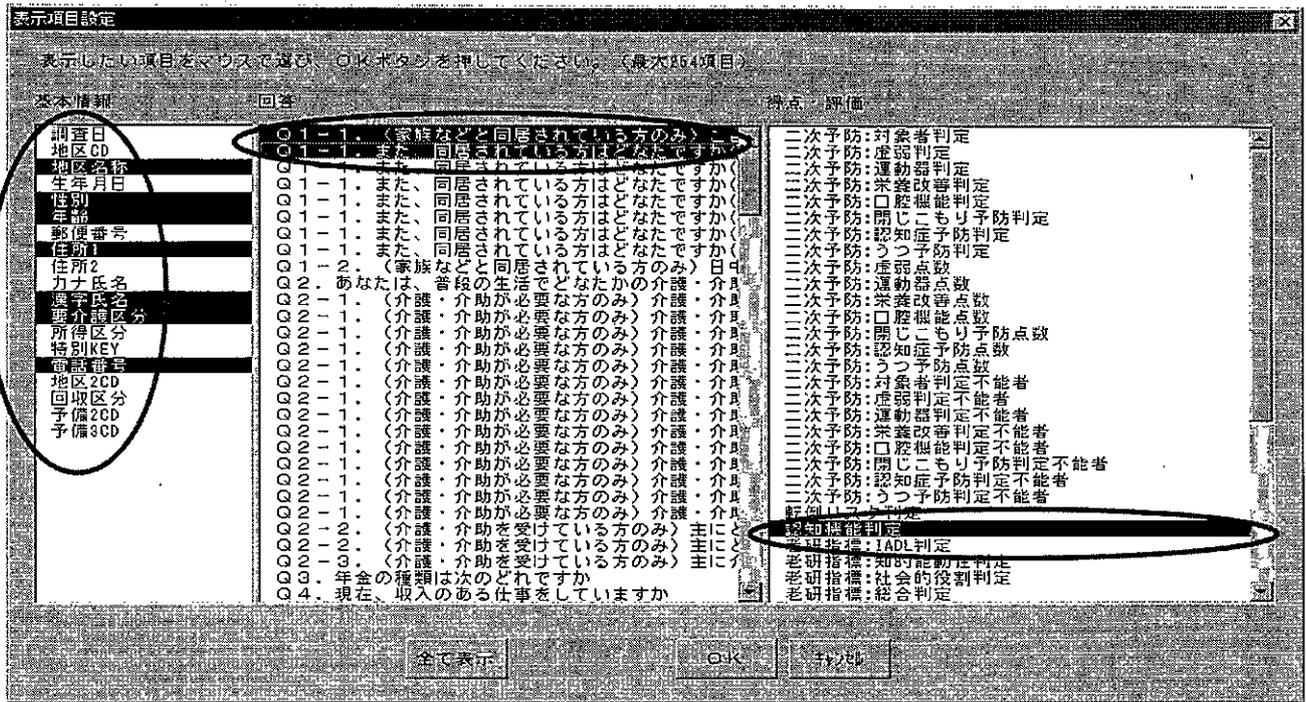
二次予防認知症判定: 該当

二次予防うつ判定: 該当

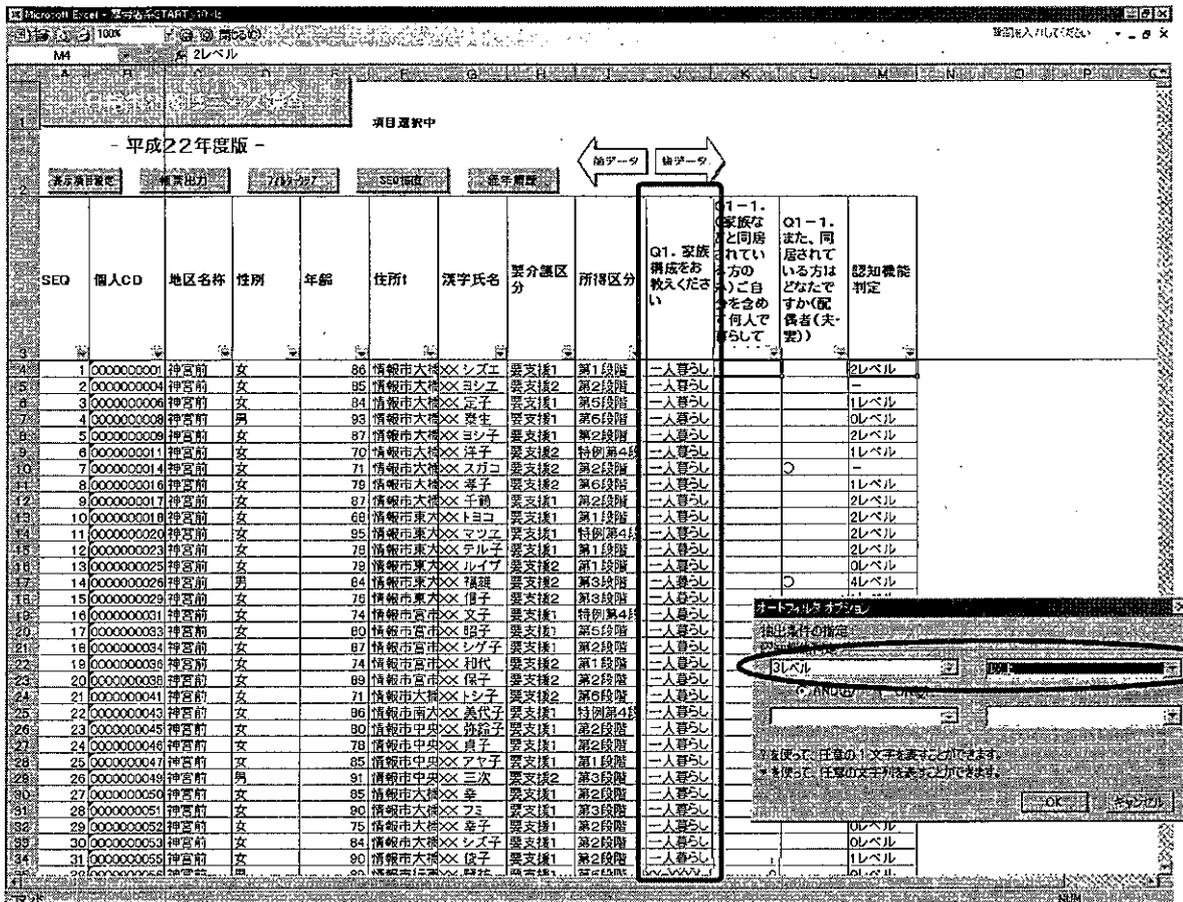
3 生活支援サービス

(1) 権利擁護（見守り）

- ①表示項目設定で、必要な基本情報のほか、回答欄の間1-Q1、Q1-1、得点・評価欄の認知機能判定を選択する。



- ②データが表示されたら、問1-Q1の家族構成で「一人暮らし」を、認知機能判定で「3レベル」以上を選択する。



③該当者の一覧表が表示されたら、メニューの「SEQ振直」をクリックして該当者数及び該当者を確認する。

Microsoft Excel - 平成22年度版START 10.10

項目選択中

- 平成22年度版 -

←前データ 後データ→

SEQ	個人CD	地区名称	性別	年齢	住所1	漢字氏名	要介護区分	Q1-1. 家族構成をお教えください	Q1-1. (家族など同居されている方のみ)ご自分を含めて何人で暮らしていますか?	Q1-1. また、同居されている方はどなたですか(配偶者(夫・妻))	認知機能判定
1	0000000026	神宮前	男		84	情報市東大	要支援2	一人暮らし			4レベル
2	0000000039	神宮前	女		89	情報市宮前	要支援2	一人暮らし			3レベル
3	0000000041	神宮前	男		71	情報市大橋	要支援2	一人暮らし			4レベル
4	0000000049	神宮前	女		91	情報市中央	要支援2	一人暮らし			3レベル
5	0000000051	神宮前	女		80	情報市大橋	要支援1	一人暮らし			3レベル
6	0000000084	神宮前	女		88	情報市行幸	要支援1	一人暮らし			3レベル
7	0000000075	神宮前	女		85	情報市西宮	要支援1	一人暮らし			3レベル
8	0000000090	神宮前	女		79	情報市西宮	要支援1	一人暮らし			3レベル
9	0000000092	神宮前	女		79	情報市西宮	要支援1	一人暮らし			4レベル
10	0000000106	神宮前	女		89	情報市大橋	要支援1	一人暮らし			3レベル
11	0000000112	神宮前	女		87	情報市大橋	要支援2	一人暮らし			3レベル
12	0000000124	神宮前	女		79	情報市中央	要支援2	一人暮らし			3レベル
13	0000000152	神宮前	女		87	情報市大橋	要支援2	一人暮らし			5レベル
14	0000000167	神宮前	女		70	情報市南大	要支援1	一人暮らし			3レベル
15	0000000177	神宮前	男		74	情報市中央	要支援1	一人暮らし			4レベル
16	0000000184	神宮前	女		86	情報市中央	要支援2	一人暮らし			3レベル
17	0000000210	神宮前	女		91	情報市南大	要支援2	一人暮らし			4レベル
18	0000000211	神宮前	女		85	情報市南大	要支援2	一人暮らし			4レベル
19	0000000212	神宮前	女		92	情報市南大	要支援2	一人暮らし			3レベル
20	0000000222	神宮前	男		65	情報市大宮	要支援2	一人暮らし			3レベル
21	0000000236	神宮前	女		83	情報市大宮	要支援1	一人暮らし			4レベル
22	0000000260	神宮前	男		79	情報市大宮	要支援1	一人暮らし			3レベル
23	0000000255	神宮前	女		80	情報市大宮	要支援1	一人暮らし			3レベル
24	0000000280	神宮前	男		83	情報市大宮	要支援1	一人暮らし			4レベル
25	0000000309	神宮前	女		97	情報市大宮	要介護1	一人暮らし			4レベル
26	0000000320	神宮前	女		81	情報市大宮	要支援2	一人暮らし			3レベル
27	0000000325	神宮前	女		78	情報市大宮	要支援1	一人暮らし			4レベル
28	0000000328	神宮前	女		73	情報市大宮	要支援1	一人暮らし			3レベル
29	0000000343	神宮前	女		79	情報市大宮	要支援1	一人暮らし			4レベル
30	0000000360	神宮前	女		71	情報市大宮	要支援1	一人暮らし			3レベル
31	0000000369	神宮前	男		89	情報市大宮	要支援1	一人暮らし			3レベル

④配偶者と二人暮らしについても、同様に抽出する。

Microsoft Excel - 平成22年度版START 10.10

項目選択中

- 平成22年度版 -

←前データ 後データ→

SEQ	個人CD	地区名称	性別	年齢	住所1	漢字氏名	要介護区分	電話番号	Q1-1. (家族など同居されている方のみ)ご自分を含めて何人で暮らしていますか?	Q1-1. また、同居されている方はどなたですか(配偶者(夫・妻))	認知機能判定
29	4	0000000049	神宮前	男	91	情報市中央	要支援2	XXXX-XX	2	配偶者と同居	3レベル
70	6	0000000064	神宮前	女	86	情報市行幸	要支援1	XX-XXXX	2	配偶者と同居	3レベル
72	10	0000000106	神宮前	女	89	情報市大橋	要支援1	XX-XXXX	2	配偶者と同居	3レベル
84	12	0000000124	神宮前	女	79	情報市中央	要支援2	XX-XXXX	2	配偶者と同居	3レベル
145	19	0000000212	神宮前	女	92	情報市南大	要支援2	XX-XXXX	2	配偶者と同居	3レベル
152	20	0000000222	神宮前	男	65	情報市大宮	要支援2	XXXX-XX	2	配偶者と同居	3レベル
198	24	0000000280	神宮前	男	83	情報市大宮	要支援1	XX-XXXX	2	配偶者と同居	4レベル
221	26	0000000320	神宮前	女	81	情報市大宮	要支援2	XX-XXXX	2	配偶者と同居	3レベル
248	30	0000000360	神宮前	女	71	情報市大宮	要支援1	XX-XXXX	2	配偶者と同居	3レベル
272	34	0000000393	神宮前	女	84	情報市大宮	要支援1	XXXX-XX	2	配偶者と同居	3レベル
278	35	0000000401	神宮前	女	93	情報市大宮	要支援1	XXXX-XX	2	配偶者と同居	3レベル
284	37	0000000407	神宮前	男	77	情報市大宮	要支援2	XX-XXXX	2	配偶者と同居	3レベル
294	39	0000000424	神宮前	男	70	情報市大宮	要支援2	XX-XXXX	2	配偶者と同居	4レベル
307	41	0000000438	神宮前	女	82	情報市南大	要支援2	XXXX-XX	2	配偶者と同居	3レベル
318	44	0000000453	神宮前	女	79	情報市中央	要支援2	XXXX-XX	2	配偶者と同居	5レベル
349	49	0000000495	神宮前	女	85	情報市西宮	要支援2	XX-XXXX	2	配偶者と同居	4レベル
376	56	0000000533	神宮前	女	81	情報市大宮	要支援1	XXXX-XX	2	配偶者と同居	3レベル
398	59	0000000565	神宮前	女	77	情報市大宮	要介護1	XXXX-XX	2	配偶者と同居	4レベル
448	68	0000000663	神宮前	女	90	情報市大宮	要支援2	XX-XXXX	2	配偶者と同居	4レベル
496	71	0000000692	神宮前	女	84	情報市大宮	要支援2	XXXX-XX	2	配偶者と同居	3レベル
517	75	0000000738	神宮前	男	81	情報市大宮	要支援1	XX-XXXX	2	配偶者と同居	3レベル
539	77	0000000780	神宮前	男	76	情報市行幸	要支援2	XXXX-XX	2	配偶者と同居	5レベル
547	80	0000000788	神宮前	男	85	情報市行幸	要支援2	XX-XXXX	2	配偶者と同居	3レベル
550	81	0000000792	神宮前	男	81	情報市行幸	要支援1	XXXX-XX	2	配偶者と同居	3レベル
560	84	0000000836	神宮前	男	78	情報市行幸	要支援2	XXXX-XX	2	配偶者と同居	4レベル
571	88	0000000872	神宮前	男	78	情報市宮前	要支援1	XXXX-XX	2	配偶者と同居	3レベル
590	91	0000000897	神宮前	男	80	情報市大宮	要支援1	XX-XXXX	2	配偶者と同居	3レベル
824	103	0000001444	神宮前	男	72	情報市行幸	要支援1	XX-XXXX	2	配偶者と同居	3レベル
1184	114	0000001607	神宮前	女	76	情報市西宮	要支援1	XXXX-XX	2	配偶者と同居	3レベル
1280	116	0000001771	神宮前	女	86	情報市大宮	要支援1	XX-XXXX	2	配偶者と同居	3レベル

(2) 配食サービス

表示項目設定で、必要な基本情報のほか、回答欄の間1-Q1、Q1-1、Q1-2、問6-Q3を選択し、同様にそれぞれの世帯類型ごとに自分で食事の用意ができない者を抽出してサービス利用の実績や必要性を確認する。

Microsoft Excel - 番号番号START_10.xls

項目選択中

-平成22年度版-

表示項目番号	世帯タイプ	性別	年齢	住所1	漢字氏名	要介護区分	前データ	後データ		
SEQ	個人CD	地区名称	性別	年齢	住所1	漢字氏名	要介護区分	後データ		
1	0000000001	神宮前	女	86	情報市大橋	シズエ	要支援1	Q1-1. 家族構成をお教えください	Q1-1. 家族など同居されている方のご自身を含め何人で暮らしていますか	Q3. 自分で食事の用意をしていますか
2	0000000006	神宮前	女	84	情報市大橋	夏子	要支援1	一人暮らし		できない
3	0000000009	神宮前	女	87	情報市大橋	ヨシ子	要支援1	一人暮らし		できない
4	0000000011	神宮前	女	70	情報市大橋	洋子	要支援2	一人暮らし		できない
5	0000000016	神宮前	女	79	情報市大橋	孝子	要支援2	一人暮らし		できない
6	0000000018	神宮前	女	88	情報市東大	トヨコ	要支援1	一人暮らし		できない
7	0000000025	神宮前	女	79	情報市東大	ルイブ	要支援2	一人暮らし		できない
8	0000000026	神宮前	男	84	情報市東大	福雄	要支援2	一人暮らし		できない
9	0000000036	神宮前	男	74	情報市宮市	和代	要支援2	一人暮らし		できない
10	0000000038	神宮前	女	89	情報市宮市	保子	要支援2	一人暮らし		できない
11	0000000041	神宮前	女	71	情報市大橋	トシ子	要支援2	一人暮らし		できない
12	0000000043	神宮前	女	86	情報市南大	英代子	要支援1	一人暮らし		できない
13	0000000046	神宮前	女	78	情報市中央	貞子	要支援1	一人暮らし		できない
14	0000000051	神宮前	女	90	情報市大橋	フミ	要支援1	一人暮らし		できない
15	0000000058	神宮前	女	91	情報市行幸	照徳	要支援1	一人暮らし		できない
16	0000000061	神宮前	女	68	情報市行幸	洋子	要支援2	一人暮らし		できない
17	0000000067	神宮前	女	70	情報市行幸	秋子	要支援2	一人暮らし		できない
18	0000000068	神宮前	女	84	情報市行幸	多香子	要支援2	一人暮らし		できない
19	0000000073	神宮前	女	86	情報市行幸	香芸	要支援2	一人暮らし		できない
20	0000000071	神宮前	女	81	情報市行幸	登喜	要支援2	一人暮らし		できない
21	0000000073	神宮前	女	87	情報市行幸	クニカ	要支援2	一人暮らし		できない
22	0000000075	神宮前	女	85	情報市西宮	ワトエ	要支援1	一人暮らし		できない
23	0000000078	神宮前	女	81	情報市西宮	高美子	要支援1	一人暮らし		できない
24	0000000079	神宮前	女	79	情報市西宮	ヒロヨ	要支援2	一人暮らし		できない
25	0000000080	神宮前	女	76	情報市西宮	ミツ子	要支援1	一人暮らし		できない
26	0000000081	神宮前	女	90	情報市西宮	トキ	要支援1	一人暮らし		できない
27	0000000084	神宮前	男	79	情報市西宮	高津	要支援2	一人暮らし		できない
28	0000000085	神宮前	男	72	情報市西宮	教信	要支援1	一人暮らし		できない
29	0000000086	神宮前	男	68	情報市西宮	忠男	要支援1	一人暮らし		できない
30	0000000101	神宮前	男	76	情報市西宮	昭男	要支援2	一人暮らし		できない
31	0000000109	神宮前	女	74	情報市大橋	初子	要支援1	一人暮らし		できない

(3) 家事援助サービス

表示項目設定で、必要な基本情報のほか、回答欄の間1-Q1、Q1-1、Q1-2、問6-Q2を選択し、それぞれの世帯類型ごとの該当者を抽出してサービス利用の実績や必要性を確認する。

Microsoft Excel - 番号番号START_10.xls

項目選択中

-平成22年度版-

表示項目番号	世帯タイプ	性別	年齢	住所1	漢字氏名	要介護区分	前データ	後データ		
SEQ	個人CD	地区名称	性別	年齢	住所1	漢字氏名	要介護区分	後データ		
1	0000000001	神宮前	女	86	情報市大橋	シズエ	要支援1	Q1. 家族構成をお教えください	Q1-1. 家族など同居されている方のご自身を含め何人で暮らしていますか	Q2. 日用品の買物をしていますか
2	0000000006	神宮前	女	84	情報市大橋	夏子	要支援1	一人暮らし		できない
3	0000000009	神宮前	女	87	情報市大橋	ヨシ子	要支援1	一人暮らし		できない
4	0000000011	神宮前	女	70	情報市大橋	洋子	要支援2	一人暮らし		できない
5	0000000014	神宮前	女	71	情報市大橋	スガコ	要支援2	一人暮らし		できない
6	0000000016	神宮前	女	79	情報市大橋	孝子	要支援2	一人暮らし		できない
7	0000000017	神宮前	女	87	情報市大橋	千鶴	要支援1	一人暮らし		できない
8	0000000018	神宮前	女	88	情報市東大	トヨコ	要支援1	一人暮らし		できない
9	0000000025	神宮前	女	79	情報市東大	ルイブ	要支援2	一人暮らし		できない
10	0000000036	神宮前	男	74	情報市宮市	和代	要支援2	一人暮らし		できない
11	0000000038	神宮前	女	89	情報市宮市	保子	要支援2	一人暮らし		できない
12	0000000043	神宮前	女	86	情報市南大	英代子	要支援1	一人暮らし		できない
13	0000000046	神宮前	女	78	情報市中央	貞子	要支援1	一人暮らし		できない
14	0000000049	神宮前	女	91	情報市中央	三次	要支援2	一人暮らし		できない
15	0000000051	神宮前	女	90	情報市大橋	フミ	要支援1	一人暮らし		できない

(4) 緊急通報サービス

表示項目設定で、必要な基本情報のほか、回答欄の問1-Q1、Q1-1、Q1-2、得点・評価欄のADL得点、ADL判定不能を選択し、一人暮らし以外の世帯は、ADL得点が40点以下の者を抽出してサービス利用の実績や必要性を確認する。

Microsoft Excel - 平成22年度版 -

項目選択中

-平成22年度版-

表示項目設定 検索出力 フォルダリ フォルダリ 保存履歴

← グループ グループ →

SEQ	個人CD	地区CD	性別	年齢	住所1	漢字氏名	要介護区分	Q1. 家族構成をお知らせください	Q1-1. 家族など同居されている方は、ご自身をさめて何人で暮らしていますか?	Q1-1. また、同居されている方は、どなたですか(配偶者(夫・妻))	ADL得点	ADL判定不能者
1	0000000001		女	86	情報市大橋	シズエ	要支援1	一人暮らし	0		80	0
2	0000000004		女	85	情報市大橋	ヨシエ	要支援2	一人暮らし	6		75	0
3	0000000006		女	84	情報市大橋	定子	要支援1	一人暮らし	3		65	0
4	0000000006		男	83	情報市大橋	泰夫	要支援1	一人暮らし	0		90	0
5	0000000009		女	87	情報市大橋	ヨシ子	要支援1	一人暮らし	2		75	0
6	0000000011		女	70	情報市大橋	洋子	要支援2	一人暮らし	5		75	0
7	0000000016		女	79	情報市大橋	孝子	要支援2	一人暮らし	0		55	0
8	0000000017		女	87	情報市大橋	千鶴	要支援1	一人暮らし	0		85	0
9	0000000018		女	68	情報市東大	トヨコ	要支援1	一人暮らし	0		95	0
10	0000000020		女	85	情報市東大	マツエ	要支援1	一人暮らし	3		90	0
11	0000000023		女	78	情報市東大	テル子	要支援1	一人暮らし	0		70	1
12	0000000025		女	79	情報市東大	ルイブ	要支援2	一人暮らし	0		70	0
13	0000000028		女	76	情報市東大	信子	要支援2	一人暮らし	0		90	0
14	0000000033		女	80	情報市宮市	昭子	要支援1	一人暮らし	1		90	0
15	0000000034		女	87	情報市宮市	シグ子	要支援1	一人暮らし	0		85	0
16	0000000036		女	74	情報市宮市	和代	要支援2	一人暮らし	0		65	0
17	0000000038		女	89	情報市宮市	保子	要支援2	一人暮らし	4		25	0
18	0000000041		女	71	情報市大橋	トシ子	要支援2	一人暮らし	3		100	0
19	0000000043		女	86	情報市南大	美代子	要支援1	一人暮らし	3		85	0
20	0000000045		女	80	情報市中央	弥子	要支援1	一人暮らし	1		75	1
21	0000000047		女	85	情報市中央	アヤ子	要支援1	一人暮らし	0		75	0
22	0000000050		女	85	情報市大橋	幸	要支援1	一人暮らし	0		100	0
23	0000000051		女	90	情報市大橋	フミ	要支援1	一人暮らし	3		90	0
24	0000000052		女	75	情報市大橋	幸子	要支援1	一人暮らし	0		90	0
25	0000000053		女	84	情報市大橋	シズ子	要支援1	一人暮らし	0		80	1
26	0000000055		女	90	情報市大橋	信子	要支援1	一人暮らし	1		75	1
27	0000000056		男	89	情報市行幸	寛祐	要支援1	一人暮らし	0		85	0
28	0000000058		男	81	情報市行幸	順徳	要支援1	一人暮らし	2		75	0
29	0000000061		女	66	情報市行幸	淳子	要支援2	一人暮らし	4		80	1
30	0000000064		女	88	情報市行幸	フミ子	要支援1	一人暮らし	2		95	0
31	0000000066		女	92	情報市行幸	吉子	要支援2	一人暮らし	4		85	0
32	0000000069		女	94	情報市行幸	多美子	要支援2	一人暮らし	2		75	0

(5) 移送サービス

表示項目設定で、必要な基本情報のほか、回答欄の間2-Q9の外出手段（徒歩、自転車、バイク、自動車（自分で運転）、電車、バス、タクシー）、得点・評価欄のADL得点、ADL判定不能を選択し、それぞれの要介護区分ごとのADL得点が40点以下の者で外出手段のない高齢者を抽出し、サービス利用の実績、必要性を確認する。

Microsoft Excel - 厚生労働省START_10.xls

日常生利 期別一六両誌 項目選択中

-平成22年度版-

基本属性 属性設定 属性シフト 属性評価 属性履歴

前データ 次データ

SEQ	個人CD	地区CD	性別	年齢	住所1	漢字氏名	要介護区分	電話番号	Q9. 外出する際の移動手段は何ですか(徒歩)	Q9. 外出する際の移動手段は何ですか(自転車)	Q9. 外出する際の移動手段は何ですか(バイク)	Q9. 外出する際の移動手段は何ですか(自動車(自分で運転))	Q9. 外出する際の移動手段は何ですか(電車)	Q9. 外出する際の移動手段は何ですか(路線バス)	Q9. 外出する際の移動手段は何ですか(タクシー)	ADL
207	1	0000000294	1	女	70	情報市六子	××ミエ子	要支援2	××××-××	××××						
216	2	0000000914	1	女	92	情報市六子	××フジノ	要支援1	××-××××							
266	3	0000000387	1	男	75	情報市六子	××ミツグ	要支援2	××-××××							
302	4	0000000432	1	男	85	情報市六子	××年暮	要支援2	××××-××	××××						
356	5	0000000849	1	女	84	情報市六子	××美佐子	要支援1	××××-××	××××						
358	6	0000001313	1	男	81	情報市東大	××正		××××-××	××××						
376	7	0000001334	1	男	91	情報市西宮	××悦次		××××-××	××××						
423	8	0000001659	1	女	90	情報市六子	××キヌエ		××××-××	××××						
426	9	0000001780	1	女	66	情報市六子	××律子		××××-××	××××						
453	10	0000002068	1	男	73	情報市六子	××元富		××-××××							
458	11	0000002169	1	女	74	情報市六子	××加代子		××-××××							
477	12	0000002410	1	男	74	情報市東大	××一三三		××××-××	××××						
497	13	0000002512	1	女	78	情報市六子	××スミ子		××××-××	××××						
497	14	0000002633	1	男	84	情報市六子	××喜久生	要介護4	××××-××	××××						
2124	15	0000002799	1	女	84	情報市六子	××スナ子		××-××××							
2180	16	0000002843	1	男	89	情報市六子	××紀雄		××-××××							
2197	17	0000002880	1	男	74	情報市六子	××聖									
2451	18	0000003226	1	女	74	情報市行舞	××千佐子		××-××××							
2474	19	0000003250	1	女	81	情報市行舞	××イツ子		××××-××	××××						

(6) 紙おむつ支給サービス

表示項目設定で、必要な基本情報のほか、回答欄の間6-Q15を選択し、それぞれの要介護区分ごとに「尿もれや尿失禁」が「よくある」者を抽出し、サービス利用の実績、必要性を確認する。

Microsoft Excel - 平成22年度版START-1000

100% 印刷用紙(4) 印刷も入力してください

項目選択中

-平成22年度版-

表示項目設定 検索条件 印刷条件 印刷範囲 検索履歴

SEQ	個人CD	地区CD	性別	年齢	住所1	漢字氏名	要介護区分	電話番号	Q16.尿もれや尿失禁があります
193	1	0000000011	女	70	情報市大橋	浅子	要支援2	XX-XXXX	ある
198	2	0000000038	女	89	情報市宮市	泉子	要支援2	XX-XXXX	ある
199	3	0000000093	女	84	情報市西宮	美子	要支援1	XX-XXXX	ある
197	4	0000000101	男	76	情報市西宮	聡男	要支援2	XXXX-XX	ある
195	5	0000000102	女	78	情報市西宮	タマエ	要支援2	XX-XXXX	ある
196	6	0000000112	女	87	情報市大橋	照子	要支援2	XX-XXXX	ある
192	7	0000000152	女	87	情報市門橋	久子	要支援2	XXXX-XX	ある
193	8	0000000169	女	80	情報市南大	ヨシ子	要支援1	XXXX-XX	ある
192	9	0000000190	女	91	情報市中央	ヨシ子	要支援1	XXXX-XX	ある
194	10	0000000211	女	85	情報市南大	クミ子	要支援2	XXXX-XX	ある
191	11	0000000234	女	71	情報市大子	イシ子	要支援1	XXXX-XX	ある
197	12	0000000251	女	84	情報市大子	ハナ子	要支援1	XX-XXXX	ある
194	13	0000000280	男	79	情報市大子	宇	要支援1	XXXX-XX	ある
198	14	0000000285	女	80	情報市大子	若子	要支援1	XXXX-XX	ある
201	15	0000000289	女	89	情報市大子	房枝	要支援2	XX-XXXX	ある
213	16	0000000309	女	97	情報市大子	文子	要介護1	XX-XXXX	ある
241	17	0000000350	女	65	情報市大子	カヨ子	要支援2	XXXX-XX	ある
243	18	0000000353	男	88	情報市大子	敏	要支援1	XX-XXXX	ある
246	19	0000000357	男	79	情報市大子	壽幸	要支援2	XXXX-XX	ある
262	20	0000000376	男	79	情報市大子	政一	要支援1	XXXX-XX	ある
264	21	0000000378	女	84	情報市大子	和恵	要支援2	XXXX-XX	ある
271	22	0000000392	女	82	情報市大子	陽子	要支援2	XX-XXXX	ある
272	23	0000000393	女	84	情報市大子	真子	要支援2	XX-XXXX	ある
273	24	0000000394	女	88	情報市大子	浪子	要支援2	XX-XXXX	ある
274	25	0000000397	女	79	情報市西宮	ムツ子	要支援2	XXXX-XX	ある
284	26	0000000424	男	70	情報市大子	隆夫	要支援2	XX-XXXX	ある
299	27	0000000425	女	81	情報市大子	八重子	要支援2	XX-XXXX	ある
296	28	0000000426	女	82	情報市大子	キヨ子	要支援1	XX-XXXX	ある
301	29	0000000431	女	87	情報市大子	マサ子	要支援2	XXXX-XX	ある
314	30	0000000446	女	78	情報市南宮	ノブ子	要支援2	XXXX-XX	ある
318	31	0000000453	女	79	情報市中央	カツ子	要支援2	XXXX-XX	ある
351	32	0000000497	女	88	情報市栗中	アキ	要支援1	XX-XXXX	ある
368	33	0000000511	男	85	情報市東栗	孝	要支援1	XXXX-XX	ある
375	34	0000000530	男	89	情報市南宮	豊次	要支援2	XXXX-XX	ある
374	35	0000000531	女	88	情報市南宮	ユキ子	要支援2	XX-XXXX	ある
380	36	0000000552	女	78	情報市大子	八重子	要支援2	XX-XXXX	ある
393	37	0000000555	女	84	情報市大子	久子	要支援1	XXXX-XX	ある
411	38	0000000559	女	74	情報市大子	カズ子	要支援1	XXXX-XX	ある

4 高齢者専用賃貸住宅

表示項目設定で、必要な「基本情報」のほか、「回答」欄の問1-Q1、Q1-1、Q1-2、問1-Q7を選択し、同様にそれぞれの世帯類型ごとに「2. 民間賃貸住宅」「3. 公営賃貸住宅借家」「借間」の対象者を抽出して高齢者専用賃貸住宅の必要性を確認する。

Microsoft Excel - 報告書START_10.42

M4 民間賃貸住宅

平成22年度版

項目選択中

←前ページ 次ページ→

SEQ	個人CD	地区CD	性別	年齢	住所1	漢字氏名	要介護区分	Q1. 家族構成をお教えください	Q1-1. (家族など同居されている方)ご自身を含めて何人で暮らしていますか	Q1-1. また、同居されている方はどのくらいですか(配偶者(夫妻))	Q6. お住まいは、一戸建て、または集合住宅のうち	Q7. お住まいは、次のどれにあたりますか
1	0000000001		女	86	情報市大橋	シズエ	要支援1	一人暮らし			民間賃貸住宅	民間賃貸住宅
2	0000000016		女	79	情報市大橋	幸子	要支援2	一人暮らし			集合住宅	民間賃貸住宅
3	0000000018		女	68	情報市東大	トヨコ	要支援1	一人暮らし			集合住宅	公営賃貸住宅(市・県営、都市機構、公社等)
4	0000000023		女	78	情報市東大	テル子	要支援1	一人暮らし			集合住宅	公営賃貸住宅(市・県営、都市機構、公社等)
5	0000000025		女	78	情報市東大	ルイ子	要支援2	一人暮らし			集合住宅	公営賃貸住宅(市・県営、都市機構、公社等)
6	0000000033		女	80	情報市東大	昭子	要支援1	一人暮らし			集合住宅	民間賃貸住宅
7	0000000036		女	74	情報市東大	和代	要支援2	一人暮らし			集合住宅	民間賃貸住宅
8	0000000047		女	95	情報市中央	マヤ子	要支援1	一人暮らし			集合住宅	民間賃貸住宅
9	0000000056		女	92	情報市中央	言子	要支援2	一人暮らし			集合住宅	民間賃貸住宅
10	0000000070		男	86	情報市中央	寿夫	要支援2	一人暮らし			集合住宅	民間賃貸住宅
11	0000000078		女	81	情報市西宮	嘉美子	要支援1	一人暮らし			集合住宅	民間賃貸住宅
12	0000000079		女	73	情報市西宮	ヒロコ	要支援2	一人暮らし			集合住宅	民間賃貸住宅
13	0000000081		男	77	情報市西宮	國夫	要支援2	一人暮らし			集合住宅	民間賃貸住宅
14	0000000082		女	73	情報市西宮	孫子	要支援2	一人暮らし			集合住宅	民間賃貸住宅
15	0000000087		女	76	情報市神田	イツ子	要支援2	一人暮らし			集合住宅	民間賃貸住宅
16	0000000089		男	73	情報市西宮	壽吾	要支援2	一人暮らし			集合住宅	公営賃貸住宅(市・県営、都市機構、公社等)
17	0000000103		女	74	情報市大橋	初子	要支援1	一人暮らし			集合住宅	民間賃貸住宅
18	0000000107		女	79	情報市大橋	フツコ	要支援1	一人暮らし			集合住宅	民間賃貸住宅
19	0000000124		女	79	情報市平塚	芳子	要支援2	一人暮らし			集合住宅	民間賃貸住宅
20	0000000143		女	70	情報市南大	初美	要支援1	一人暮らし			集合住宅	公営賃貸住宅(市・県営、都市機構、公社等)
21	0000000144		男	73	情報市南大	マコト	要支援1	一人暮らし			集合住宅	公営賃貸住宅(市・県営、都市機構、公社等)
22	0000000153		女	83	情報市神田	和	要支援1	一人暮らし			一戸建て	民間賃貸住宅
23	0000000155		女	85	情報市神田	チツエ	要支援1	一人暮らし			集合住宅	民間賃貸住宅
24	0000000156		女	73	情報市神田	ヨシ子	要支援1	一人暮らし			集合住宅	民間賃貸住宅
25	0000000158		女	76	情報市神田	ミチ子	要支援2	一人暮らし			集合住宅	民間賃貸住宅
26	0000000165		女	77	情報市南大	マワコ	要支援1	一人暮らし			集合住宅	公営賃貸住宅(市・県営、都市機構、公社等)
27	0000000187		女	70	情報市南大	幸子	要支援1	一人暮らし			集合住宅	公営賃貸住宅(市・県営、都市機構、公社等)
28	0000000179		男	76	情報市南大	昌彦	要支援1	一人暮らし			集合住宅	公営賃貸住宅(市・県営、都市機構、公社等)
29	0000000184		女	74	情報市南大	貞子	要支援2	一人暮らし			集合住宅	公営賃貸住宅(市・県営、都市機構、公社等)
30	0000000186		女	92	情報市南大	澄江	要支援2	一人暮らし			集合住宅	公営賃貸住宅(市・県営、都市機構、公社等)
31	0000000187		男	84	情報市南大	寛之	要支援2	一人暮らし			集合住宅	公営賃貸住宅(市・県営、都市機構、公社等)

参考資料4

日常生活圏域ニーズ調査の調査票及び調査項目の考え方

- 昨年10月27日の全国担当者会議において「日常生活圏域ニーズ調査の調査項目の考え方（案）」を配布したところであるが、今般、確定版を以下のとおりお示しするので、ご参考とされたい。

<調査目的>

このニーズ調査は、主に生活機能の面から地域に在住する高齢者の生活状況を把握し、高齢者の生活状態に合った介護(予防)サービスや権利擁護などの各種福祉サービスを提供するために行うものです。

具体的には、調査結果を日常生活圏域ごとにまとめることによって、地域の高齢者の生活状態からみた課題、各サービスニーズを把握し、これを計画に反映していきます。

計画の実行段階では、個別に対応・アプローチするための基礎資料として、本調査の結果(回答内容及び生活機能ごとの評価結果)を有効に活用することができます。

以下は、少しでも多くの高齢者に回答していただくため、質問の趣旨などを簡潔に説明したものです。

<共通的事項>

- ①宛名ラベルは、個人を正確に特定するため、必ず連番を記載してください。
- ②本人が回答・記入していただくのが原則ですが、高齢で本人の記入が難しかったり、本人の判断が困難な場合は、ご家族などが本人に代わって回答していただいても結構です。
- ③対象者には、あまり深く考え過ぎず、主観に基づき回答してもらって下さい。それが適当な回答であるかどうかの判断は、評価する側が行って下さい。
- ④期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらって下さい。
- ⑤習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断(それができない場合は記入者の判断)に基づき回答してもらって下さい。
- ⑥各質問項目の趣旨及び回答方法は次ページ以下のとおりです。各地域の実情に応じて適宜解釈していただいても結構ですが、基本チェックリストの各項目など、質問によっては評価結果に影響しますので、評価の基礎になっている各質問項目の表現は変えないで下さい。
- ⑦追加設問を設けることも可能ですが、個人が特定できる調査のため、個人の考えをたずねるような設問はさける必要があります。

問1 あなたのご家族や生活状況について

番号	質問項目	質問の趣旨及び回答方法
Q1	家族構成をお教えてください	一人暮らしか家族と同居かなど、対象者の家族構成を問う質問です。家族関係も複雑化していますが、この調査では二世帯住宅の場合も実態としては同居に近いということで選択肢を設けています。
Q1-1	(家族などと同居されている方のみ)ご自分を含めて何人で暮らしていますか。また、同居されている方はどなたですか	家族の人数をきくとともに、誰と暮らしているかなどを問う質問です。家族構成で「一人暮らし」と回答していても人数を「2人」と回答する場合がありますので「ご自分を含めて」を強調しています。
Q1-2	(家族などと同居されている方のみ)日中、一人になることがありますか	生活支援サービスの対象になりにくい日中独居の高齢者を把握するための質問です。
Q2	あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか	介護の必要性とともに実際に要介護状態にあるかどうかを問う質問です。介護認定を受けていなくても本人は介護が必要と考えているケース、また認定を受けていても介護が必要でないとするケースも明らかになります。
Q2-1	(介護・介助が必要な方のみ)介護・介助が必要になった主な原因はなんですか	介護が必要になった原因を問う質問です。要介護(支援)認定者のこの質問に対する回答によって地域ごとの要介護原因別の認定者数が推計できます。
Q2-2	(介護・介助を受けている方のみ)主にどなたの介護・介助を受けていますか	要介護者の介護者が誰かを問う質問です。
Q2-3	(介護・介助を受けている方のみ)主に介護・介助している方の年齢は、次のどれですか	介護者の年齢を問うことにより、いわゆる老・老介護状態にあるかどうか分かる質問です。
Q3	年金の種類は次のどれですか	対象者の経済状態と関連する年金の種類を問う質問です。
Q4	現在、収入のある仕事をしていますか	経済状態、社会活動と関連する有償の仕事の有無を問う質問です。
Q5	現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか	経済状態と関連する経済的な生活感を問う質問です。
Q6	お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか	住宅の形態を問う質問です。
Q7	お住まいは、次のどれにあたりますか	住宅の所有形態を問う質問です。高齢者向け賃貸住宅のニーズを把握するための参考になります。
Q8	お住まい(主に生活する部屋)は2階以上にありますか	居室が2階以上にあるかを問うことにより、転倒リスクの有無や外出機会の多寡の参考になります。
Q8-1	(2階以上の方)お住まいにエレベーターは設置されていますか	居室が2階以上にある場合にエレベーターがあるかを問うことにより、転倒リスクの有無や外出機会の多寡の参考になります。

問2 運動・閉じこもりについて

番号	質問項目	質問の趣旨及び回答方法
Q1 ㊦	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかどうかを問う質問です。時々、手すり等を使用している程度であれば「はい」とします。手すり等を使わずに階段を昇る能力があっても、習慣的に手すり等を使っている場合には「いいえ」となります。
Q2 ㊦	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかどうかを問う質問です。時々つかまっている程度であれば「はい」とします。
Q3 ㊦	15分位続けて歩いていますか	15分位続けて歩いているかどうかを問う質問です。屋内、屋外等の場所は問いません。
Q4	5m以上歩けますか	5m以上歩けるかによって、居室の外に移動できるかを問う質問です。閉じこもりに関連して、身体的要因による閉じこもりか、それ以外の要因によるかの判断材料になります。
Q5 ㊦	週に1回以上は外出していますか	閉じこもり状態にあるかを外出頻度によって判断します。頻度が異なる場合は、過去1カ月の状態を平均して下さい。
Q6 ㊦	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	昨年の外出回数と比べて、今年の実外出回数が減少傾向にある場合は「はい」となります。
Q7	外出を控えていますか	閉じこもりリスクとして、外出を意識して控えているかを問う質問です。
Q7-1	(外出を控えている方のみ) 外出を控えている理由は、次のどれですか	外出を控えている理由を問う質問です。この質問により対象者がどういう要因で閉じこもりになっているかが具体的に明らかになります。
Q8	買物、散歩で外出する頻度はどのくらいですか	外出機会が比較的多い買物、散歩での外出頻度を問う質問です。
Q9	外出する際の移動手段は何ですか	外出の際の移動手段を問う質問です。

㊦…基本チェックリストの設問(以下同じ)

問3 転倒予防について

番号	質問項目	質問の趣旨及び回答方法
Q1 ㊦㊧	この1年間に転んだことがありますか	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを問う質問です。
Q2 ㊦	転倒に対する不安は大きいのですか	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本人の主観に基づき回答して下さい。
Q3 ㊦	背中が丸くなってきましたか	高齢になって背中が丸くなってきたかを問う質問です。本人の主観や周囲からの指摘の有無などでお答えください。
Q4 ㊦	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	以前との比較で、歩く速度が遅くなってきたかを問う質問です。本人の主観に基づき回答して下さい。
Q5 ㊦	杖を使っていますか	杖の使用の有無について、事実として使っているかを回答してください。

㊦…転倒リスク評価の設問(以下同じ)

問4 口腔・栄養について

番号	質問項目	質問の趣旨及び回答方法
Q1 ㊦	6カ月間で2～3kg 以上の体重減少がありましたか	6カ月間で2～3kg以上の体重減少があったかどうかを問う質問です。6カ月以上かかって減少している場合は「いいえ」となります。
Q2 ㊦	身長、体重	身長、体重は、整数で記載して下さい。体重は1カ月以内の値を、身長は過去の測定値を記載して差し支えありません。
Q3 ㊦	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかを問う質問です。半年以上前から固いものが食べにくく、その状態に変化が生じていない場合は「いいえ」となります。
Q4 ㊦	お茶や汁物等でむせることがありますか	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかどうかを、本人の主観に基づき回答して下さい。
Q5 ㊦	口の渇きが気になりますか	口の中の渇きが気になるかどうかを、本人の主観に基づき回答して下さい。
Q6	歯磨き(人にやってもらう場合も含む)を毎日していますか	口腔機能に関連して、歯磨きを毎日しているかを問う質問です。
Q7	定期的に歯科受診(健診を含む)をしていますか	口腔機能に関連して、定期的に歯科を受診しているかを問う質問です。
Q8	入れ歯を使用していますか	口腔機能に関連して、入れ歯使用の有無を問う質問です。部分入れ歯の場合も「入れ歯」に含めてください。
Q8-1	(入れ歯のある方のみ) 噛み合わせは良いですか	入れ歯がある場合、そのかみ合わせが良いかどうかを問う質問です。
Q8-2	(入れ歯のある方のみ) 毎日入れ歯の手入れをしていますか	入れ歯がある場合、毎日手入れをしているかを問う質問です。

問5 物忘れについて

番号	質問項目	質問の趣旨及び回答方法
Q1 ㊦	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	本人は物忘れがあると思っても、周りの人から指摘されることがない場合は「いいえ」となります。
Q2 ㊦	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話をかけているかどうかを問う質問です。誰かに電話番号を尋ねて電話をかける場合や、誰かにダイヤルをしてもらい会話だけする場合には「いいえ」となります。
Q3 ㊦	今日が何月何日かわからない時がありますか	今日が何月何日かわからない時があるかどうかを、本人の主観に基づき回答して下さい。月と日の一方しか分からない場合には「はい」となります。
Q4 ㊦	5分前のことが思い出せますか	短期記憶に関する質問です。本人の主観に基づき回答して下さい。
Q5 ㊦	その日の活動(食事をする、衣服を選ぶなど)を自分で判断できますか	日常の意思決定を行うための認知能力を問う質問です。「いくら困難であるが、できる」は、新しい事態に直面したときのみならず、いくらか困難な場合です。
Q6 ㊦	人に自分の考えをうまく伝えられますか	意思の伝達能力を問う質問です。「いくら困難であるが、できる」は、通常は伝えることができるが、言葉を思い出したり考えをまとめるのが困難な場合です。

㊦…認知機能障害程度評価に順じた設問(以下同じ)

問6 日常生活について

番号	質問項目	質問の趣旨及び回答方法
Q1 ㊦㊧	バスや電車で一人で外出していますか	家族等の付き添いなしで、1人でバスや電車を利用して外出しているか、またできるかどうかを問う質問です。バスや電車のないところではそれに準じた公共交通機関に置き換えて回答して下さい。なお1人で自家用車を運転して外出している(できる)場合も含まれます。
Q2 ㊦㊧	日用品の買物をしていますか	自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行っているかどうか、またできるかどうか(例えば、必要な物品を間違いなく購入しているか、できるか)を問う質問です。電話での注文のみの場合は含まれません。
Q3 ㊦	自分で食事の用意をしていますか	普段自分で調理もしくは配膳などの食事の用意をしているか、またできるかを問う質問です。
Q4 ㊦	請求書の支払いをしていますか	普段自分で請求書の支払をしているか、またできるかを問う質問です。
Q5 ㊦㊧	預貯金の出し入れをしていますか	自ら預貯金の出し入れをしているかどうか、またできるかどうかを問う質問です。銀行等での窓口手続きも含め、本人の判断により金銭管理を行なっているか、またできるかどうかです。家族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は含まれません。
Q6 ㊦	食事は自分で食べられますか	食事動作が自分でできるかどうかを問う質問です。道具を使うことを含め、標準的な時間内に食べ終わられば「できる」とします。
Q7 ㊦	寝床に入るとき、何らかの介助を受けますか	ベッドや寝床に移動できるかを問う質問です。車椅子での移動も含んで一人でできるかについて回答してください。
Q8 ㊦	座っていることができますか	座位の保持が可能かを問う質問です。
Q9 ㊦	自分で洗面や歯磨きができますか	整容(洗面、整髪、歯磨き、髭剃り等)が一人で可能かを問う質問です。
Q10 ㊦	自分でトイレができますか	トイレ動作に関して、一人で可能かを問う質問です。
Q11 ㊦	自分で入浴ができますか	自分で入浴ができるかについての質問です。
Q12 ㊦	50m以上歩けますか	歩行能力について、補装具(車椅子、歩行器を除く)の利用を含めて一人で可能かを問う質問です。
Q13 ㊦	階段を昇り降りできますか	階段の昇り降りに関して、一人で可能かを問う質問です。手すりを使用してもかまいません。
Q14 ㊦	自分で着替えができますか	着替えについて、一人で可能かを問う質問です。
Q15 ㊦	大便の失敗がありますか	大便の失敗(失禁)があるかどうかを問う質問です。
Q16 ㊦	尿もれや尿失禁がありますか	小便の失敗(失禁)があるかどうかを問う質問です。
Q17	家事全般ができていますか	日常の家事全般ができていないかを問う質問です。

㊦…老研式活動能力指標に準じた設問(以下同じ)

㊦…パーセルインデックスに準じた設問(以下同じ)

問7 社会参加について

番号	質問項目	質問の趣旨及び回答方法
Q1 ㊦	年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けますか	年金などの書類を書けるかを問う質問です。最近では年金に関して提出する書類は少なくなっているため、同様の書類として役所や病院などに出す書類を例示しています。
Q2 ㊦	新聞を読んでいますか	新聞を読んでいるかを問う質問です。
Q3 ㊦	本や雑誌を読んでいますか	本や雑誌を読んでいるかを問う設問です。
Q4 ㊦	健康についての記事や番組に関心がありますか	健康についての記事や番組に関心があるか、本人の主観に基づいて回答して下さい。
Q5 ㊦㊧	友人の家を訪ねていますか	友人の家を訪ねているかどうかを問う質問です。電話による交流は含みません。また、家族や親戚の家への訪問は含みません。
Q6 ㊦㊧	家族や友人の相談にのっていますか	家族や友人の相談にのっているかどうかを問う質問です。面談せずに電話のみで相談に応じている場合も「はい」とします。
Q7	何かあったときに、家族や友人・知人などに相談をしていますか	何かあったときに本人が家族や友人に相談をしているかどうかを問う質問です。面談せずに電話のみで相談をしている場合も「はい」とします。
Q7-1	(相談している方のみ) 相談相手を教えてください	何かあったときの相談相手が誰かを問う質問です。
Q8 ㊦	病人を見舞うことができますか	病人を見舞うことができるかを問う質問です。できるかどうかはこれまでの経験などから、本人の主観に基づいて回答して下さい。
Q9 ㊦	若い人に自分から話しかけることがありますか	若い人に自分から話しかけることがあるかを問う質問です。
Q10	趣味はありますか	趣味があるかを問う設問です。「趣味」かどうかは本人の主観に基づいて回答して下さい。
Q11	生きがいがありますか	生きがいがあるかを問う設問です。「生きがい」かどうかは本人の主観に基づいて回答して下さい。
Q12	地域活動等に参加していますか	具体的にどういった地域活動に参加しているかを問う質問です。

問8 健康について

番号	質問項目	質問の趣旨及び回答方法
Q1	普段、ご自分で健康だと思いますか	主観的な健康感を問う質問です。実際には病気で通院していても、本人がとても健康だと思えば「とても健康」と回答してください。
Q2	現在治療中、または後遺症のある病気はありますか	治療中または後遺症のある病気を問う設問です。
Q3 ⑤	現在、医師の処方した薬を何種類飲んでますか	医師の処方した薬を何種類飲んでいるかを問う設問です。転倒リスクや低栄養に関連する多剤服用の有無を確認するための質問です。
Q4	現在、病院・医院(診療所、クリニック)に通院していますか	現在の通院状況を問う質問です。
Q4-1	(通院している方のみ) その頻度は次のどれですか	通院の頻度を問う質問です。
Q4-2	(通院している方のみ) 通院に介助が必要ですか	通院の際に介助が必要かを問う質問です。
Q5	以下の在宅サービスを利用していますか	現在利用している在宅サービスを問う質問です。
Q6	お酒は飲みますか	飲酒習慣について、どの程度の頻度で飲酒するかを問う質問です。「ほぼ毎日」かは、おおむね週5日以上かどうかを目安に回答してください。
Q7	タバコは吸っていますか	タバコについて、どの程度の頻度で吸うかを問う質問です。「ほぼ毎日」かは、おおむね週5日以上かどうかを目安に回答してください。
Q8 ⑤	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づいて回答して下さい。
Q9 ⑤	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	
Q10 ⑤	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる	
Q11 ⑤	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	
Q12 ⑤	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	

(宛名ラベル)

★日常生活圏域二一ス調査★

【調査票】

調査票記入後は、3つ折りにし同封の返信用封筒に入れて、〇月〇〇日(△)までに投函してください。

記入日	平成 年 月 日
調査票を記入されたのはどなたですか。○をつけてください。	
1. あて名のご本人が記入	
2. ご家族が記入 (あて名のご本人からみた続柄 _____)	
3. その他	

※以下はあて名のご本人の情報を記入してください。

電話番号	—
年齢・性別	() 歳 男・女
生年月日	大正・昭和 年 月 日

〇〇市介護保険課
〇〇係

質問の該当する答えの番号に○をつけ、数字記入欄は数字を記入してください。

問1 あなたのご家族や生活状況について

Q1. 家族構成をお教えてください

1. 一人暮らし 2. 家族など同居（二世帯住宅を含む） 3. その他（施設入居など）
 ⇒ Q2△ ⇒ Q1-1、2△ ⇒ Q2△

（家族など同居されている方のみ）

Q1-1. ご自分を含めて何人で暮らしていますか。また、同居されている方はどなたですか（いくつでも）

人

1. 配偶者(夫・妻) 2. 息子 3. 娘 4. 子の配偶者 5. 孫 6. 兄弟・姉妹 7. その他

Q1-2. (家族など同居されている方のみ) 日中、一人になることがありますか

1. よくある 2. たまにある 3. ない

Q2. あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

1. 介護・介助は必要ない ⇒ Q3△
 2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない ⇒ Q2-1△
 3. 現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）
 ⇒ Q2-1～3△

Q2-1. (介護・介助が必要な方のみ) 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか（いくつでも）

1. 脳卒中（脳出血・脳梗塞等） 2. 心臓病 3. がん（悪性新生物）
 4. 呼吸器の病気（肺気腫・肺炎等） 5. 関節の病気（リウマチ等） 6. 認知症（アルツハイマー病等）
 7. パーキンソン病 8. 糖尿病 9. 視覚・聴覚障害 10. 骨折・転倒 11. 脊椎損傷
 12. 高齢による衰弱 13. その他（ ） 14. 不明

Q2-2. (介護・介助を受けている方のみ) 主にどなたの介護・介助を受けていますか

1. 配偶者(夫・妻) 2. 息子 3. 娘 4. 子の配偶者 5. 孫 6. 兄弟・姉妹
 7. 介護サービスのヘルパー 8. その他（ ）

Q2-3. (介護・介助を受けている方のみ) 主に介護・介助している方の年齢は、次のどれですか

1. 65歳未満 2. 65～74歳 3. 75～84歳 4. 85歳以上

Q3. 年金の種類は次のどれですか

1. 国民年金 2. 厚生年金（企業年金あり） 3. 厚生年金（企業年金なし）
 4. 共済年金 5. 無年金 6. その他

Q4. 現在、収入のある仕事をしていますか

1. はい 2. いいえ

Q5. 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

1. 苦しい 2. やや苦しい 3. ややゆとりがある 4. ゆとりがある

Q6. お住まいは一人建て、または集合住宅のどちらですか

1. 一人建て 2. 集合住宅

Q7. お住まいは、次のどれにあたりますか

1. 持家 2. 民間賃貸住宅 3. 公営賃貸住宅（市・県営、都市機構、公社等） 4. 借間 5. その他

Q8. お住まい(主に生活する部屋)は2階以上にありますか

1. はい 2. いいえ
 ⇒ Q8-1△ ⇒ 問2△

Q8-1. (2階以上の方) お住まいにエレベーターは設置されていますか

1. はい 2. いいえ

問2 運動・閉じこもりについて		
Q1. 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	1. はい	2. いいえ
Q2. 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	1. はい	2. いいえ
Q3. 15分位続けて歩いていますか	1. はい	2. いいえ
Q4. 5m以上歩けますか	1. はい	2. いいえ
Q5. 週に1回以上は外出していますか	1. はい	2. いいえ
Q6. 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	2. いいえ
Q7. 外出を控えていますか	1. はい	2. いいえ ⇒ Q7-1へ ⇒ Q8へ
Q7-1. (外出を控えている方のみ) 外出を控えている理由は、次のどれですか (いくつでも)		
1. 病気 2. 障害(脳卒中の後遺症など) 3. 足腰などの痛み 4. トイレの心配(失禁など)		
5. 耳の障害(聞こえの問題など) 6. 目の障害 7. 外での楽しみがない		
8. 経済的に出られない 9. その他()		
Q8. 買物、散歩で外出する頻度はどのくらいですか (それぞれ1つ)		
A. 買物…1. ほぼ毎日 2. 週4,5日 3. 週2,3日 4. 週1日 5. 週1日未満		
B. 散歩…1. ほぼ毎日 2. 週4,5日 3. 週2,3日 4. 週1日 5. 週1日未満		
Q9. 外出する際の移動手段は何ですか (いくつでも)		
1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク 4. 自動車(自分で運転) 5. 自動車(人に乗せてもらう)		
6. 電車 7. 路線バス 8. 病院や施設のバス 9. 車いす 10. 電動車いす(カート)		
11. 歩行器・シルバーカー 12. タクシー 13. その他()		

問3 転倒予防について		
Q1. この1年間に転んだことがありますか	1. はい	2. いいえ
Q2. 転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	2. いいえ
Q3. 背中が丸くなってきましたか	1. はい	2. いいえ
Q4. 以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	1. はい	2. いいえ
Q5. 杖を使っていますか	1. はい	2. いいえ

問4 口腔・栄養について

Q1. 6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	2. いいえ
Q2. 身長 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> cm 体重 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> kg		
Q3. 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	2. いいえ
Q4. お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	2. いいえ
Q5. 口の渇きが気になりますか	1. はい	2. いいえ
Q6. 歯磨き（人にやってもらう場合も含む）を毎日していますか	1. はい	2. いいえ
Q7. 定期的に歯科受診（健診を含む）をしていますか	1. はい	2. いいえ
Q8. 入れ歯を使用していますか	1. はい ⇒ Q8-1, 2へ	2. いいえ ⇒ 問5へ
Q8-1. （入れ歯のある方のみ）噛み合わせは良いですか	1. はい	2. いいえ
Q8-2. （入れ歯のある方のみ）毎日入れ歯の手入れをしていますか	1. はい	2. いいえ

問5 物忘れについて

Q1. 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると 言われますか	1. はい	2. いいえ
Q2. 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	1. はい	2. いいえ
Q3. 今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	2. いいえ
Q4. 5分前のことが思い出せますか	1. はい	2. いいえ
Q5. その日の活動（食事をする、衣服を選ぶなど）を自分で判断できますか 1. 困難なくできる 2. いくらか困難であるが、できる 3. 判断するとき、他人からの合図や見守りが必要 4. ほとんど判断できない		
Q6. 人に自分の考えをうまく伝えられますか 1. 伝えられる 2. いくらか困難であるが、伝えられる 3. あまり伝えられない 4. ほとんど伝えられない		

問6 日常生活について

Q1. バスや電車で一人で外出していますか（自家用車でも可）

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

Q2. 日用品の買物をしていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

Q3. 自分で食事の用意をしていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

Q4. 請求書の支払いをしていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

Q5. 預貯金の出し入れをしていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

Q6. 食事は自分で食べられますか

1. できる 2. 一部介助（おかずを切ってもらするなど）があればできる 3. できない

Q7. 寝床に入るとき、何らかの介助を受けますか

1. 受けない 2. 一部介助があればできる 3. 全面的な介助が必要

Q8. 座っていることができますか

1. できる 2. 支えが必要 3. できない

Q9. 自分で洗面や歯磨きができますか

1. できる 2. 一部介助があればできる 3. できない

Q10. 自分でトイレができますか

1. できる 2. 一部介助（他人に支えてもらう）があればできる 3. できない

Q11. 自分で入浴ができますか

1. できる 2. 一部介助（他人に支えてもらう）があればできる 3. できない

Q12. 50m以上歩けますか

1. できる 2. 一部介助（他人に支えてもらう）があればできる 3. できない

Q13. 階段を昇り降りできますか

1. できる 2. 介助があればできる 3. できない

Q14. 自分で着替えができますか

1. できる 2. 介助があればできる 3. できない

Q15. 大便の失敗がありますか

1. ない 2. ときどきある 3. よくある

Q16. 尿もれや尿失禁がありますか

1. ない 2. ときどきある 3. よくある

Q17. 家事全般ができていますか

1. できている 2. できていない

問7 社会参加について

Q1. 年金などの書類（役所や病院などに出す書類）が書けますか	1. はい	2. いいえ
Q2. 新聞を読んでいますか	1. はい	2. いいえ
Q3. 本や雑誌を読んでいますか	1. はい	2. いいえ
Q4. 健康についての記事や番組に関心がありますか	1. はい	2. いいえ
Q5. 友人の家を訪ねていますか	1. はい	2. いいえ
Q6. 家族や友人の相談にのっていますか	1. はい	2. いいえ
Q7. 何かあったときに、家族や友人・知人などに相談をしていますか	1. はい ⇒ Q7-1へ	2. いいえ ⇒ Q8へ
Q7-1. (相談している方のみ) 相談相手を教えてください (いくつでも) 1. 配偶者(夫・妻) 2. 息子 3. 娘 4. 子の配偶者 5. 兄弟・姉妹 6. 友人・知人 7. 医師・歯科医師・看護師 8. 民生委員 9. 自治会・町内会 10. 老人クラブ 11. 社会福祉協議会 12. 地域包括支援センター 13. ケアマネジャー 14. 役所・役場 15. その他 ()		
Q8. 病人を見舞うことができますか	1. はい	2. いいえ
Q9. 若い人に自分から話しかけることがありますか	1. はい	2. いいえ
Q10. 趣味はありますか	1. はい	2. いいえ
Q11. 生きがいがありますか	1. はい	2. いいえ
Q12. 地域活動等に参加していますか (いくつでも) 1. 祭り・行事 2. 自治会・町内会 3. サークル・自主グループ (住民グループ) 4. 老人クラブ 5. ボランティア活動 6. その他 () 7. 参加していない		

問8 健康について

Q1. 普段、ご自分で健康だと思いますか

1. とても健康 2. まあまあ健康 3. あまり健康でない 4. 健康でない

Q2. 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか (いくつでも)

1. 高血圧 2. 脳卒中(脳出血・脳梗塞等) 3. 心臓病 4. 糖尿病 5. 高脂血症(脂質異常)
6. 呼吸器の病気(肺炎や気管支炎等) 7. 胃腸・肝臓・胆のうの病気 8. 腎臓・前立腺の病気
9. 筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等) 10. 外傷(転倒・骨折等) 11. がん(新生物)
12. 血液・免疫の病気 13. うつ病 14. 認知症(アルツハイマー病等) 15. パーキンソン病
16. 目の病気 17. 耳の病気 18. その他() 19. ない

Q3. 現在、医師の処方した薬を何種類飲んでますか

1. 1種類 2. 2種類 3. 3種類 4. 4種類 5. 5種類以上 6. 飲んでいない

Q4. 現在、病院・医院(診療所、クリニック)に通院していますか 1. はい 2. いいえ
⇒ Q4-1、2へ ⇒ Q5へ

Q4-1. (通院している方のみ) その頻度は次のどれですか。

1. 週1回以上 2. 月2~3回 3. 月1回程度 4. 2ヶ月に1回程度 5. 3ヶ月に1回程度

Q4-2. (通院している方のみ) 通院に介助が必要ですか 1. はい 2. いいえ

Q5. 以下の在宅サービスを利用していますか (いくつでも)

1. 訪問診療(医師の訪問) 2. 訪問介護 3. 夜間対応型訪問介護 4. 訪問入浴介護
5. 訪問看護 6. 訪問リハビリテーション 7. 通所介護(デイサービス)
8. 認知症対応型通所介護 9. 通所リハビリテーション(デイケア)
10. 小規模多機能型居宅介護 11. 短期入所(ショートステイ)
12. 医師や薬剤師などによる療養上の指導(居宅療養管理指導) 13. その他()

Q6. お酒は飲みますか

1. ほぼ毎日飲む 2. 時々飲む 3. ほとんど飲まない 4. もともと飲まない

Q7. タバコは吸っていますか

1. ほぼ毎日吸っている 2. 時々吸っている 3. 吸っていたがやめた 4. もともと吸っていない

Q8. (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない 1. はい 2. いいえ

Q9. (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった 1. はい 2. いいえ

Q10. (ここ2週間) 以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる 1. はい 2. いいえ

Q11. (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない 1. はい 2. いいえ

Q12. (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする 1. はい 2. いいえ

ご協力ありがとうございました。

記入もれがないか、今一度お確かめください。

記入した調査票を切り離すことなく、送付されたもの全て(表紙も含みます)を3つ折りにして同封した返信用封筒に切手を貼らずに投函してください。

2. 口蹄疫手当金等に係る高額介護サービス費における対応等について

平成 22 年 4 月以降に発生が確認された口蹄疫については、口蹄疫対策特別措置法等に基づき、発生農場等への手当金等が交付されているところであるが、当該手当金等については、既存の措置で対応可能なものを除き、臨時的措置として、所得税、法人税及び個人住民税について、手当金等により生じた所得に課税しないこととされている。

このため、介護保険制度においても、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費等の支給決定の際に用いている合計所得金額に当該手当金等を含まないこととするため、所要の政令改正等を予定しているところである。

また、第 1 号被保険者の介護保険料については、特別な理由がある被保険者に対して、市町村は保険料の減免を行うことができることとされていることから、上記の趣旨を踏まえ、各市町村におかれては、当該手当金等による保険料負担への影響が生ずることのないよう、適切に実施していただくようお願いしたい。

3. 各都道府県国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務について

都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、介護保険法第 176 条のもとで介護保険制度における苦情処理機関として明確に位置付けられており、保険者で取り扱うことが困難なものや相談者が国保連合会での処理を希望する場合など、国保連合会は苦情処理機関として極めて重要な役割を担っている。さらに「運営基準」においては、国保連合会の事業者に対する指導及び助言の権限がうたわれるとともに、指導・助言を受けた改善内容の国保連合会への報告義務が盛り込まれている。

国保連合会に寄せられたサービス利用者、従事者等からの苦情及び通報情報等は、介護給付適正化事業においても重要な情報となり得るため、引き続き、各都道府県におかれては、国保連合会が実施している苦情処理業務について財政面も含めた適切な支援及び協力を行っていただくとともに（国保連合会が実施している苦情処理業務に

係る費用については、三位一体改革に伴い、平成15年度より一般財源化されているところであるが、毎年度、地方交付税の基準財政需要額への算入のため、総務省へ所要見込額を提出しており、各都道府県に対して所要の財源が措置されているところ)、国保連合会と情報の共有化を図り、苦情及び通報情報等の的確な把握及び分析を行い、それらの情報を介護給付適正化事業に活用していただきたい。

介護保険法

第176条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

(中略)

二 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な指導及び助言

(後略)

指定居宅サービス等の人員の基準、設備及び運営に関する基準

第36条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(中略)

5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

4. 給付費負担金及び調整交付金の適正な交付について

会計検査院による平成21年度決算検査報告において、介護給付費負担金及び介護給付費財政調整交付金が過大に交付されている事例が指摘された。

介護給付費負担金については、平成18年度から、介護給付費等の区分（施設等分・その他分）に応じて、国庫負担割合が異なる取扱いとされたところであるが、今回の事例では、平成18年度から平成20年度にかけての介護給付費等の区分を誤り、国の負担割合が高いその他分を過大に算定するなどしたため、過大な交付が行われたことが指摘されている。

また、介護給付費財政調整交付金については、誠に遺憾ではあるが、制度創設からこれまでの間、例年指摘を受けているところであり、指摘事項の大半は、調整基準標準給付費の算定時における数値の計上誤りなどといったケアレスミスによるものや、制度の理解が不十分なことに起因した各種諸係数の捉え方の誤りなどによるものである。

これらの誤りは、算定にあたり改めて関係法令や交付要綱等を十分に確認するとともに、申請の際にまとめて数値の検証を行うのではなく、毎月の数値について経過した月ごとに順次検証を行うなどの事前準備を行っておくこと、前年度数値との比較を行うなどの検証を行うことにより回避することができるものと考えられる。

については、管内市区町村に対し、適正な交付が確保されるよう更なる周知徹底を図るとともに、交付申請及び実績報告時における書類審査を厳格に行うことをお願いしたい。

5. 介護職員処遇改善交付金について

平成21年10月に始まった介護職員処遇改善交付金事業については、事業期間の半分が経過したところであり、各都道府県において申請勧奨に取り組んでいただいた結果、昨年11月末現在では約83%まで向上したところである。

介護に係る人材の確保は喫緊の課題であり、交付金を活用して介護職員の処遇改善に努めていただけるよう、引き続き、未申請事業者について、積極的な働きかけをお願いしたい。

交付金は平成23年度末で終了となるが、平成24年度以降も継続して処遇改善に取り組むことが必要であると考えており、どのように処遇改善を行っていくか検討してまいりたい。

今後も、介護職員の確保・定着の促進が図られることが必要であることから、各都道府県におかれては、引き続き交付金の活用による介護職員の処遇改善の推進を図られたい。